

◎議 事 日 程（第3号）

平成20年9月11日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（30名）

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 管 理 者	中 野 正 三 君
総 務 部 長	水 谷 洋 治 君	企 画 部 長	石 原 光 君
収 納 担 当 部 長	水 谷 正 君	教 育 部 長	藤 松 岳 文 君
経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君	上 下 水 道 部 長	飯 田 十 志 博 君
市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	加 藤 久 夫 君	福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君
消 防 長	櫻 井 義 久 君	学 校 給 食 課 長	小 澤 直 樹 君
都 市 計 画 課 長	加 藤 清 和 君	上 水 道 課 長	八 木 恒 夫 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤 忠俊
書 記 田尾 武広

議事課長 服部 秀三

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の27番・石崎たか子議員の質問を許可いたします。

○27番（石崎たか子君）

おはようございます。

議長の許可がありましたので、大項目2点について質問をいたします。

まず第1項目めは、火葬場決定に係る原案説明結果はについてでございます。

去る8月31日午後2時より、お題目の都市計画の説明会がありました。市の火葬場計画の説明会の後、10名の意見陳述が行われ、終わって再び市の方針説明がありました。この説明会は原案説明であって、既にプロポーザル方式で設計業者も決まって本格設計と言われているときに、今さらの感が拭えませんでした。この説明会をもっと早く選定時に開催するものではなかったでしょうか。

陳述者の中で、最初に2万平米ありきで、後に火葬場、駐車場、そしてセレモニーホールをつけたと言われましたが、不自然なこの火葬場問題については、私は幾度となく質問をいたしてまいりました。

6月議会で、全市民に建設計画や実施計画の説明会はいつ行うのかと私が質問いたしましたことに対して、環境影響調査結果報告以外、今後は他の公聴会、説明会は予定していないと言われました。その場でも、セレモニーホールは地元の要望であった、特別委員会で必要な式場と位置づけたとの答弁でございました。8月31日の説明会については議会でも問題になりましたが、住民の要望でということ、では議会とは一体何であるのか、議会軽視と思わずにはいられませんでした。31日の説明会においでの方の300名近い出席者のうち、私の座っていた席の近くの人たちが口々に市に対し不満の声を発しておられました。8番目の意見陳述者が言われた「大多数の議員さんが公開質問において一緒の答え、議会審議がされているとは思えない。議員さん、もっと頑張ってくれ」の言葉が今も耳を離れません。

私たちは、4町村合併の折にも本当に苦い経験をいたしております。今も尾を引いているわけでございます。10名の陳述の方々も、火葬場建設にはだれも反対をされておりました。場所選定とセレモニーホールの併設を多くの住民が反対しており、その中で強引に進めば、将来において禍根を残すことにもなりましよう。議員の責任として、合併時の轍をもう二度と踏

みたくはありません。

では、まず8月31日の状況報告をしていただきたいと存じます。

それから、今後の都市計画決定に関する手続として、10名（賛成3名、反対7名）の陳述をどのように反映していかれるのか。また、陳述を聞かれた市長は陳述者の質問に一言もお答えになりませんでした。どのようにお感じになられたか、2点を市長にお尋ねいたします。

2項目めは、災害に対する備えは大丈夫かについてでございます。

過日、岡崎市や一宮市など、東海豪雨以上の被害が出ておりました。先般の議会でも質問があったかと思いますが、市では災害に備えて、それ以後の備蓄品の増量と、全市を総合して1人当たりの備蓄としてはどれくらいになるのか、お尋ねをいたします。

以下、自席にて質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

市長の方へお名指しで質問でございますが、状況の関係につきましては私担当の方からお話をさせていただきたいと思ひます。

8月31日午後2時から午後4時40分まで、佐屋の公民館の1階のホールにおきまして、津島海部西部都市計画火葬場の決定についてに係る都市計画の原案に関する説明会をさせていただきました。その状況でございますが、参加者はおおむね270名、市側は市長を初めとして35名出席をさせていただいた中で行わせていただきました。これにつきましては、広報等でも御案内を申し上げますが、8月6日から8月20日まで都市計画課において閲覧をしていただきまして、意見陳述の提出も同期間としてお求めをしたものでございます。議員も質問の中で言うておみえになりましたが、20名の方の陳述書の意向が提出をされまして、そのうち、先ほど申し上げましたような、説明会の開催事務処理要綱の第7条2項において、類似性等、地域性等、そういったものを考慮させていただきまして、10名の方に意見陳述をいただいたというのが現状でございます。よろしくお願ひをいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

石崎議員の質問にお答えをいたします。

今、部長の方から開催の内容につきましては御説明を申し上げます。私の方からは、市長の感想はというようなことでございます。

それぞれ説明を申し上げますように、賛成・反対の皆さんの20名の方から陳述書のお申し出があったわけでございますが、その中の比率によって3名と7名の方に陳述をいただいたということでもあります。そうしたことで、公の場でこうした陳述をしていただき、御意見を承ったこと、大変よかったと思ひているところでございます。そして、内容につきましても、多くの皆さんの御参加をいただいて、パワーポイントなどで一連の経過などは御説明を申し上げ、この場においての、施設の種類、名称、位置、区域の定めをする内容の説明でございますので、皆さん方からいただいた陳述内容などは、今後の県当局とも案を作成する中で、どれだけ反映できるかというような内容についても精査をして進めてまいりたいと思ひているところであります。

ます。

この斎苑事業につきましては、今後、詳細設計などを進めていくわけでありますけれども、一般の御意見も十二分に留意をして検討してまいりたいと思っております。今まで数々地元の皆さんなどにも御説明を申し上げてきたところでございますし、今後も私どもの説明責任を果たしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、市が保有しております備蓄品についてお答えをさせていただきます。

初めに食品関係でございますが、飲料水を含めまして5種類の備蓄をいたしております。これは平成19年度末の数字でございますけれども、品名といたしましては、乾パンが2,000食、サバイバルフーズが7万2,780食、アルファ米が1万1,400食、クラッカーが3,640食、飲料水でございますが、500ミリのペットボトルが3,230リットルとなっております。そのほかの主なものといたしましては、毛布が5,613枚、舟艇が37艇、船外機が8台、あと災害用の移動炊飯器が13台、組み立て式トイレが31基など、合わせまして30種類に及びます資機材を備蓄いたしているところでございます。

なお、今年度以降も許される範囲内におきまして非常用の備蓄食料とか、あと資機材等も計画的に備蓄をしておりますけれども、市内の自主防災会とか、あと町内会におきましても備蓄もしていかないかなあというようなことも聞いておるところでございます。また、既に配布をいたしております防災マップにも、持ち出し品のチェックリストとか、また備蓄の目安等もうたっております。万一災害が発生すれば、公助だけでは限界がございます。お互いに自助・公助・共助の心構えで、市民の皆様方にも御協力がいただきたいものと思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

御答弁ありがとうございました。

まず第1項目めでございますが、この意見陳述希望者、先日の議会においても、立田の方をどうして出さなかったとか、いろいろ意見があったかと思うわけでございますが、先ほど市長も言われましたように、公の場であれだけ勇気を持って言われた、特に反対する方の陳述がひしひしと胸に、もう本当に胸が熱くなる思いで聞いておりました。

それで、今後の検討課題とか、いつもの御答弁、多分市長さんはそのようにおっしゃるんじゃないかということで思いましたが、火葬場建設の見直しを言っている人たちに、たくさんしゃべらせておけばいいと、そんな疑問も思ったわけでございます。どうぞそういう意見を、今、精査してやっていくということで、私も真摯に受けとめさせていただいて、見直しされることを特に望んでいる次第でございますので、よろしく願いいたします。

その状況説明の中で、建設部長は31日に、セレモニーホールは平成18年10月に建設を検討、今、6割がセレモニーホールを利用されているし、火葬場と併設されていると言われました。市民のだれが、セレモニーホールを必要とだれが言ったかと、今も疑問が残っています。特別委員会議事録にもありましたが、市は「地元」と言われたり「地権者」と言われたり、そして「市民の声で」と言われておりますが、アンケートもとられないで、市民の声を全く聞いてお

られないというふうに理解をいたしております。

そして、西保町あたりは市の基本計画では産業ゾーンになっておりますよね。愛西市の南の玄関口でもあります。10名の陳述者のうち、特に賛成者のお言葉でありましたが、旧立田と八開は農業振興地であるので火葬場の建設はできないと言われました。それならば、旧佐屋の西保町も農業振興地ではありませんでしたか。同条件ではありませんでしょうか。いわゆる額縁道路の工事中に、あの工事の中でパイプラインの移動をされたりの経費が余分にかかっているのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

ただいまの議員の御質問でございますが、農業振興上の問題ということでいろいろ検討をさせていただいております。その中で、今議員が言われましたように、確かに農業投資は各地区で行っておりますが、今現在の状況を眺めていただきますと、立田地区に関しましてはハウスとかいろんな投資、個人の投資もされている部分もございますので、そのような観点からいろいろあの5項目を検討させていただきまして、この地区に決めさせていただいております。

**○27番（石崎たか子君）**

それならば、何名かの反対陳述者の発言があったように、安いからセレモニーホールを併設されるということですが、このセレモニーホールをどのような形式で運営していかれるのか、今まで一度もきちんとした説明を聞いておりません。直営にされるのか、はたまた指定管理者にゆだねられるのか、方針をお聞かせ願いたいと思います。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

このホールの使用の方法でございますが、以前にも市長の方からもいろいろと答弁させていただいております。今の市の考えといたしましては、ホールを貸し館方式にいたしまして、施主の方にホールを借りていただきまして、中の運営につきましては、施主の方の御希望の葬儀屋さん、こちらの方をお願いをして使っていただくなり、個人、自分でやっていただくというふうに考えております。

**○27番（石崎たか子君）**

そうすると、貸し館ということは直営ではないのですか、だれかに管理を任せるとかということで。例えば業者が使われた、じゃあどこかが悪くなった、柱だ、壁が傷ついた、そんな場合はどのようにされるのでしょうか。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

使用に関しましては、今、各施設でも使用の願いを出していただいているときに、そういう公共施設の使用でございますので、大きな被害とか、そういう傷をつけたりとか、いろんな制限がございます。ですから、そのようなことにもたれまして、使用者が責任を持って使っていただく。あくまで個人の方に貸し出しをいたしまして、その施主の方が業者なりを入れて使っていただくというふうに考えております。

**○27番（石崎たか子君）**

そうすると、個人の方に貸し出すということは、市直営でやられるお気持ちでしょうか。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

この直営と言われるのがちょっと私は理解できないんですが、ほかの施設におきましても、会議室等におきましても個人の方がお借りをされて、それで自分に使われて後を片づけて帰られる、このような考えでございますので、直営と言えば直営になるかと思えます。

**○27番（石崎たか子君）**

じゃあ、指定管理者とか、どこかの業者に任せるということは決してないわけですね。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

この件につきましては、建物全体、ほかの火葬施設とか待合施設、いろいろございます。ですから、そういうものも踏まえまして、今後、指定管理にするのか、委託で管理をしていくのか、これから検討するという課題になっております。

**○27番（石崎たか子君）**

それはでも、もう建てること決められた以上はそこら辺まで詰めて、前の御説明では大きい部屋を10万とか、関市もそのような、5万円ですか、それだけを市にまず貸し館として入れて、あとは勝手に個人の方が使いなさいと、好きなところを呼んでいらっしゃいという形式で、あくまで、これも検討課題になるんですか。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

セレモニーホールにつきましては直営ではできないと思っております、運営とかで。ですから、その使用につきましては、それぞれ今個人の方におきましても、家庭でなされる場合においても、業者の方を頼まれて、司会とかいろんな格好で頼まれてみえる部分もあると思います。ですから、そのような格好で、家でやられるかわりにそのホールをお貸しして、そのような方法で使っていただくというふうに考えております。

**○27番（石崎たか子君）**

今、市民の方が理解されているのは、あそこでやると10万円と5万円でできると。安いよと。だけでも、私どもの方だと2万円で借りられるのに、花だ、お寺さんだ、いろいろ要るわけですから、それも超越しちゃって、安いよというのだけ入っちゃっているわけでございますので、その辺のところを、あと今、まだ検討だ、直営ではないと今また言われましたね。直営ではできないと、セレモニーは。ということは、もう指定管理か業者に任せるしか仕方がないのじゃないんですか。

**○市民生活・保健部長（加藤久夫君）**

先ほどから御説明をいたしておりますが、施主の方にホールを借りていただきまして、そのホールの使用方法につきましては施主の方にお任せするという格好で考えております。

**○27番（石崎たか子君）**

もし指定管理者とか任せる場合、また市の負担額とか使用料などの、またこれも早急にそれではもう決めていただきたいと思うわけでございますが、やはり建設も業者に任せてしまえば、市の方には貸し料の10万か5万という、例えば今までに言われた金額でございますが、もしそうなりますと、5万、10万で、前からもペイはできないと。建設した、ペイはできないことを、

あえて民間に任せるべきものか、そうしなければいけないのじゃないかということをお願いしてまいったわけでございます。民間でできるものは民間に任せる、行政でやるべきことのみやるということでございますが、あえて市長は建設されるお考えでいらっしゃいますか、お尋ねします。

#### ○市長（八木忠男君）

今、担当、今後の具体的な内容につきまして考え方を御説明申し上げました。私どもこれから、先ほど申し上げました詳細設計などを進めるについて、検討委員会、あるいは特別委員会にも御提案、あるいは御相談申し上げながら進めていくところであります。このセレモニーホールにつきましても、先ほど申し上げました、平成18年10月に私ども市の考え方として併設建設を御提案申し上げ、その後、地元の皆さん、あるいは地権者の皆さんの意見もありましたということ、6月のこの答弁の中で私の至らないところで補足説明として、検討委員会、そして特別委員会の場で最初をお願いを申し上げたということもお答えをさせていただいているところであります。

セレモニーホールの内容、運営につきましても、これも担当が申し上げました。今皆さん方がそれぞれ民間、あるいはお寺さん、コミュニティー、集会場などなどで御利用いただいて実施をさせていただいております内容と具体的な内容についてはそんなに変わらないと判断しておりますが、そうしたことで、施主の皆さんのいろんな意向もおありでしょうし、そうしたことで業者さんもたくさんあるわけでありまして、そうした考えの中で、これは施主さんの御判断で御利用の内容についてはそれぞれ検討していただくということで、あくまでも貸し館的などという考えで今はいるわけでございまして、今までもお答えをしてきました、いろんなところへ地元の皆さんも視察に行っていたいただきましたが、まだ先進地はあるわけでございますので、これからも見ていただくといいたところもあります。自分としてはもう8カ所ほど、県内・県外、そしてセレモニー併設、そうでないところ、視察をしてみいました。近江八幡市だけが併設されておりませんでした。あとは飛鳥、安城、関、海津、安八、揖斐、そして野州川など視察をしてみいましたし、いろんな勉強もさせていただきました。すべて新しいそうした建設されたところは併設であります。今の社会状況、あるいは生活環境の状況などもおっしゃってみえました。

駐車場の件も、皆さん方に御提示申し上げた数字はあくまでもその施設の数字ということでありまして、お邪魔して近隣の道路に迷惑、あるいは他に駐車場を用意して利用していただいているというお言葉もいただいてきているわけでありまして、私どものこの併設の駐車場が大きいという御指摘でありますけれども、いざ御利用いただく段階で、近隣、あるいは地元の皆さんに少しでも迷惑にならない、そんな施設にしてみたいと思っておりますし、これから具体的な実施計画を進めていくわけでありまして、いろんな検討・協議を特別委員会、検討委員会の皆さんにも御提示申し上げ、進めてまいりたいと思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

御答弁ありがとうございます。

あくまで貸し館ということですが、これは突然にお亡くなりになった方があって、頭が多分親族は真っ白だと思います。そんなときに、はい、どうされますか、あなたのいいところかどうか、それも何か、大丈夫なのかなというのが今ちょっとよぎったんでございますが、こちら辺をもう少し煮詰めていただきたいし、箱物としては、親水公園にある体育館にしましても、18年度の使用料などの収入が1,400万、普通でも1,200万から1,000万のこともあったということでございますが、維持管理と償還金、合わせて1億7,700万もかかっているわけでございます。それで、飛島、弥富さんとか、経済上、財政指数の高いところならばこれは何も文句も言いませんし、大きくやっていただきたい気持ちはいっぱい持っておりますが、将来的に愛西市を考えますときに、これではどうかということで、今、問題提起をしているわけでございます。

陳述者の方からも、155号線上に都市ガスがあるからと西保町に決定の第1条件であった燃料については、その後いかになったかお尋ね申し上げますとともに、火葬炉について、炉は4基は多いとの意見が意見陳述の中にもあったわけでございますが、現在、津島市が6万5,000人と旧佐織の方々2万5,000人ぐらいとしますと、9万近い方で3基の炉で行っておられるわけでございますが、将来、愛西市は5万五、六千に減少していくだろうということでございますが、3基でもよいのではないかという意見についてはどう思われましたか、お尋ねをいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

燃料の関係にまずお答えをさせていただきます。

火葬炉の燃料につきましては、地元説明などの早い段階のときには、やはり都市ガスの輸送管が155号に埋設をされているというところから、大きな選択肢として考えてまいりました。要は、ガスというのはクリーンなエネルギーであるということからも、できることなら本当に導入をしたい、そういう意気込みでこれまでも東邦ガスと折衝とか交渉してまいりましたところでございます。そういうことから、地元の皆さん方、今回の意見陳述の中でも、ガスの燃料から決まったのではなかろうかという御意見が数人の皆様からございました。要は、予定地を選ぶ上での選択肢の一つということで、私どもは燃料による公害のなさ、そういったものを重視して説明申し上げてきたのは事実でございます。

しかしながら、それ以降いろいろと協議やら折衝を進めてまいりましたところ、最近になりまして東邦ガスから回答が参りました。その回答の中で大きな問題点が指摘をされておりました、要は、その輸送管から引き込むに当たりましては、大きな設備投資だとか、工事のための経費が相当莫大にかかるという試算がなされまして、これは私ども断念せざるを得ないような今状況にあるわけでございます。今後、検討委員会だとか特別委員会、こちらの方へ御報告を申し上げ、その場で御協議をいただいた上で、市としての最終的な決断をする今段階に至っているということでございます。

そして、火葬炉の数の関係も御指摘でございましたけれども、こちらの方につきましては、既に皆さん方には基本計画の段階で、試算、ちゃんと根拠のある試算をもとにはじいた数字で

ございまして、特にこれは将来に向けて必要な炉の数だと考えております。

## ○27番（石崎たか子君）

今傍聴されておられる西保団地の皆さん、この東邦ガス、引き込む、私も最初から永和でできないかと課長さんに申し上げたら、あそこはガス管がないからだめだということと言われて断念をした経緯がございまして、最初からこれは減圧ですか、かけなきゃいけないとだめじゃないかといいいながら、なぜ、あの五つの表ですね、すぐ回収されましたが、なぜあの中でここだけが都市ガスがあるよということのお示しになったのか。これはすごい重大な責任がありませんか。前回、6月では、私が再度申し上げたときに、市長が選択肢の一つであると、そういうふうな言葉を濁していらっした。ああ、これはもうできないんじゃないかなど。何億もかかる減圧をしてまでなぜあそこの、じゃああそこの場所じゃなくてもよかったのじゃないかということで、住民の皆さんにどのように、特に西保団地の皆さんに申し開きをされるのか。今、初めて副市長さんから、おわびも何もございませんが、報告をされたわけでございます。

そして、もう一つ大事なことでございますが、漏えい問題でございます。

さきの臨時議会で市長、副市長は減給処分が決まりましたが、去る7月28日、地方公務員法違反、守秘義務違反で津島署は告発書を受領されております。その後の警察の取り調べについては何も聞かされておられません、その後どうなったか、お尋ねいたします。

## ○副市長（山田信行君）

ただいま御意見、御質問のございました関係でございますけれども、この関係、既に皆さん方もよく御存じのように、全員協議会の場で情報公開請求者の方のお名前を出したこと、またそれ以降、メールをいただいた方のお名前を出したこと、この2件に関しましては、相手方の御本人にも謝罪を申し上げてきたわけでございますけれども、そして関係職員にも訓告などの処分がなされてきたいきさつは御存じのとおりでございます。しかしながら、今回このような告発のことに至りまして、私ども議員の皆様を初め関係の方々に御迷惑をおかけしていること、本当におわびを申し上げる次第でございます。

そこで、この火葬場の都市計画決定と、今回、あわせて漏えい問題をお尋ねでございますが、私どもこの二つの関係は個々別個の問題だととらえております。そういった関係で、都市計画決定にこの漏えい問題が影響を及ぼすとか、そういうことは考えておりませんので、あしからず御了承いただきたいと思っております。

それで、7月に告発を受けまして、関係職員が、既に事情聴取を受けた者だとか、まだこれから受ける者、それぞれございますが、いずれにいたしましても、個々が事の経緯を正確に述べてこよう、そういうことで今臨んでいるところでございます。そして今の気持ちといたしましては、その事情聴取の結果を踏まえまして、正しい判断がなされるよう今願っているところでございます。以上でございます。

## ○27番（石崎たか子君）

私は、その処分というか、決まってからの減給でも本当はよかったんじゃないかなという感がいたしておりますが、そこで忘れていけないことは、漏えいされた2人に対する謝意ですね。

謝ったから済むもんじゃない。お1人の方は、わざわざおうちまで出向かれちゃったということでございます。そしてもう1人の方は、新聞紙上では、市役所へ来てもらったところでわびたということでございます。御本人が31日の陳述のときにも、その問題には触れず、何も言われませんでした。すごい立派な方だなと思ったわけでございますが、1名の方は1年2ヵ月も立場や周囲の状況を感じ取って悶々とされていたと思います。意を決して申し出た人の精神的、そして人権的な苦痛に対して、市は慰謝料というか、例えばどんな責任をおとりになるおつもりでいらっしゃるか、お尋ねいたします。

**○副市長（山田信行君）**

そういった関係も含めまして、今後の結果を見た上で、考えるべきことがあれば考えていきたいと考えております。

**○27番（石崎たか子君）**

本当はすぐにされるべきだったと思います。市長、副市長が減給分に値しないとは思いますが、きちんとした心のぬくもりのある謝罪をしてあげていただくことをお願いいたしておきます。

続きまして愛西市斎場の問題についてでございますが、後戻りをいたしますが、去る6月議会の折、今、きょうちょうど議事録をいただいたので、慌てて少しそのところを読んだわけでございますが、永和の改築はできるということで、副市長さんが「県の許可は要らずに、そういうことを現敷地内でやればできることは承知しておりますが」ということでお答えになっております。はっきりと私も聞いたわけで、傍聴者の方もその折には聞いていらっしゃると思うんですが、そのときに副市長はまじめに正確なお答えをされたまま、そのまま放置されておりますが、このままでは市民を裏切ることになってますが、副市長のお気持ちはいかがでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

そのとき私がお答えしたのは、きっとその手続が要らないという関係では、現在、あそこの敷地が1,560平方メートルだったと思っております。その範囲内での改築、改修、そういったものであれば何らそのままできるということで申し上げたことで、もし誤解を受けておるんであったらば、おわびを申し上げます。

**○27番（石崎たか子君）**

それで後の説明でも、市長の気持ちがあれば少し駐車場のあれもできるというようなこともあります。そこで、この図面を6月17日の特別委員会の折に、これは愛西斎場の周り220メートルと、そして63軒の図面を出されたんですが、じゃあこれは何のために作成されたものでしょうか。住民の方からこれは何のためだということも聞かれましたので、私は返答ができませんでしたので、振り返りますが、この場でお聞かせください。

**○副市長（山田信行君）**

その関係については、私が先ほど申し上げましたように、現敷地内での改修ならば何ら問題ないんですけれども、要は、私ども既にホールを併設するという考えのもとに臨んできてまいりますので、ホールを併設するというのであれば、当然、今の敷地内では全く考えられない

ということで、皆さん方に参考までに、現在の敷地境界から220メートルの範囲内でも約60世帯から70世帯の方がその範囲内にかかるということで、当然そこを私ども式場をつくるということになれば拡張しなければなりませんので、拡張するとなれば、もっとそれ以上の影響、同意をいただかなければならない住宅があるという目安にするための参考資料としてお出しをしているわけでございます。

#### ○27番（石崎たか子君）

それならばそれで、新築のあれじゃないんでしょうか。これはただのこれを打ち消すための、これだけの1,546に対してじゃないんでしょうか。もし出すとしたら、この駐車場なり何なり新築の図面を出さなきゃいけないわけであって、これはあくまで本当にいわゆる偽造じゃないかということであります。

#### ○副市長（山田信行君）

現在地を拡張しようとするれば、もう東側は津島市ですので、西側へ拡張するしかないんですよ。それに、現時点でそこでの拡張は私ども計画をいたしておりません。ですから、拡張するとなればそれ以上の大きな影響が出るという、簡単に目安がつく、そのもとになる資料としてお配りをいたしました。

#### ○27番（石崎たか子君）

私は東へとは言うておりません。西の方、ちょうど駐車場に遭う3,000平米ですか、その方たちには本当に40年、40年の余になりますか、苦しい思い、田んぼをやるとか畑にされたりで、苦しいその気持ちをわかってあげてほしいことも申し上げました。駐車場だけふやすんならば、この中で改築して、それは許されるということで県の方からも聞いております。だから、これは本当に私とその方に言わせれば、公文書偽造だということと言われております。本当にきちんとした名目でこういうものは出していたきたいことを、当局としては大きなミスをされたのではないかということであるわけでございます。この場面で、改築だけだったら、こんなものは要らなかったはずだと思うんです。

また、民間でできるもの、本当に望んでいる、皆さんきょう傍聴されている方も火葬場と待合所だけでいいということでございます。去る7日にも、西保団地の皆さんは旧佐織でデモ行進をされております。9日の新聞の尾張版で大きく載っていたわけでございますが、9日の議案質疑にも、私たちのところですね、一緒に、私の議員生活で初めてでございますが、西保団地の皆さんが最後まで傍聴されておりました。こんなことは本当に、一緒に勉強させてもらいますと言われた。ただの反対じゃなくて、それ以上に、市のことをもっと知ろうとしていらっしゃる皆さん、本当に成長されているんだなということをつくづく思ったわけでございます。外部からも愛西市は何をやっているのかということをおっしゃりますが、もしこの西保団地の皆さん、今後もやるということで大きくなっていくと思いますが、市長は本当にこのままいかれるおつもりですか、お尋ねします。

#### ○市長（八木忠男君）

これは今までも皆さん方に御答弁、御回答を申し上げてきております。私どもの考え方をお

示しながら、多分そうであろう、私はもう両親を送り出しましたので、私どもを送り出してくれる次の世代、そしてその子々孫々次の世代までもそうした皆さん、当然6万7,000のすべての皆さんがお世話になる施設でありますので、そうした考え方の中で、あつてよかつたなど思っただけの施設として建設を進めてまいりたいと思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

過日、せんのおきも申し上げましたが、東京ではもう3割から4割の方が葬儀・告別をしないで、病院、ホームから直葬がふえているということで、愛西市も間々あつたようでございます。病院やホームからうちに帰ることなく直接火葬場に運び込まれる例があつて、私たちの時代を境に、この先、無宗教論者というのでしょうか、遺体を物に扱いをされるということで、寂しいときが来ると思っております。だから、重ねて市長には見直しをぜひお願いしたいと思っております。

それから、斎場関連の事項になるということで最後に通告に書かせていただきましたが、ただいま大井町では高齢化が進み、お葬式を遠くまで送りに行けなくなったお年寄りが近くで見送りできるようにと、ふるさと事業の公民館備品として祭壇の補助を市に、4月初めですか、総代さんから申し込まれたとのことですが、市では今までの4ヵ町村合併のときの規定にもないといつて断られたそうでございます。これまでに前例がないということで、祭壇は宗教も何も関係ございません。前例がないと言つては何も前に進めないわけですが、こういうこと、みんなでなるだけ近くで、足が悪くなった、その遠いセレモニーホールまで行けないという方々のために、こういうことも取り上げていったらいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

ただいまの関連質問でございますけれども、議員が申された事業の関係につきましては、今、愛西市で進めておりますふるさとづくり事業助成金の関係だというふうに承りました。それで、集会所、公民館の備品につきましては、いわゆるその施設の管理運営をするための備品購入、これは毎回、総代会の場で、総代会の方にもきちんとその対象事例的なものを申し上げておるつもりでございます。例えば会議用の机だとかいす、それからその施設の調度品といいますか、そういったものも関連するわけでございますけれども、そういったものを現行、ふるさと事業の対象として今進めておるわけです。

それで、御質問の祭壇の購入につきましては、これは5月に総代さんも窓口へお見えになつたということは担当の方からも聞いておりますし、今の現行の要綱といいますか、制度の取り扱いの中では、それを助成対象とする考えは持ち合わせておりません。現状の要綱の中で今後も進めたいというふうに考えております。

#### ○27番（石崎たか子君）

私どものところでは、寄附をいただいて、もう古くはなつておりますが、大井の場合は貸し出しをされて、それが壊れて、運ぶうちにとつて、今度立派なのを購入されるわけでご

ございますが、ぜひ、ないからじゃなくて、皆さんが本当にこぞってお葬式の見送りができるような、その優しい心も市の方で持っていただけたらと思うわけでございます。また御検討をお願いいたしておきます。

続きまして、災害の備えは大丈夫かについてでございますが、先ほど部長さんより備蓄品の説明がありました。1人に1食当たるのはサバイバルフーズのみですね、7万2,000でしたね。以前より各家庭では食料は備蓄する旨聞いておりますが、いつどこでどんな災害が起こるかもわかりません。くしくも9月13日には、あすあさってですね、東海地方に災害が起こると、予言者・ジュセリーノ・ノーブレガ・ダ・ルースという方が「未来予知ノート」の著書の中で書かれております。しかし、思いますに、この地域は非常に恵まれた土地であるをつくづく思うわけでございます。近年、大きな災害もなく、豪雨もない。本当にいつも神仏におかげだと感謝をしている次第でございますが、9日にも話題になりました大井町の1次避難所になっている永和荘の営業が今年度で閉鎖と言われ、私どもは本当にあの1次避難所、あと老福とデイサービス、永和台と大井の一部の方でそこを使うということはできない、人数が入り切れないんじゃないかということで、不安な気持ちでいっぱいでございます。今後はだから、いつどんな場合であるか、自助でやってもそれが持ち出せるかどうかわからないときに、公助の意味からも計画的に備蓄をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。この点、お願いいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

先ほど13日の地震の予知の関係について、私も本当に来ないといいなというようなことを思っておるのが精いっぱいでございます。

それで、今後の備蓄というようなことを今御質問でございますが、備蓄をしている中においても、永久的に備蓄で対応できるものと、また食料品のように賞味期限というのがうたわれているものがございます。といいますのは、先ほど議員が申されましたように、私どもサバイバルフーズの関係を一つ例にとってみますと、開発されて流通に出回ったころには、当初は永年いいですよ。それが25年になり、またつい最近では10年というように変わってきております。これはいろんな中国等の問題等の関係もあったかと思うんですが、sonだけシビアになってきたということは事実でございます。また、アルファ米とか乾パン、またクラッカーにつきましては5年という賞味期限がございます。これはあくまで賞味期限でございますが、これを超えて果たして市民の皆様にお出ししたらどうだというようなことになると、本当に重い罪になると私は思っております。そういうようなことから含めまして、当然、賞味期限を考慮しつつ、また予算の関係も伴ってまいります。そういうような中において、許される範囲内で更新、または備蓄の増量については考えていかなければならないなと思っておるところでございます。以上でございます。

#### ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございます。

今部長が言われたように、食品については賞味期限がございます。私たち地元でも、昨んか

ら自助・共助ということで自治会では500ccを2,000本、ことしもだから予算に入れて、やはり公助じゃなくて、共助でできないかということで進めさせていただいておるんですが、今後も公助でできることを、市がやっているから大丈夫じゃなくて、今、本当に1人ずつに当たるのは先ほど言ったものだけでございます。それからまた、この地域は水との戦いになるかと思えます。船においては、37艇の保有では、いざというときにはきっと足りなくなるかと思えますし、トイレも31ではとても及ばないと思うわけでございます。公園などのいすがトイレになるというような工夫をされている自治体もあるわけでございますが、最後に今後の見解をお聞かせ願います。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今議員さんが言われましたトイレの関係、これは日常生活を営む上で本当に大事なものの一つということで認識をいたしております。先ほど公園のいさをいざというときにはとの御発言でございましたが、ちょっと古い話で、私の子供のころに伊勢湾台風がございました。そのときには水がいっぱい来て、トイレというのは高いところに穴を掘ってそこでやっていたというのが今でも鮮明に覚えております。そういうようなことの提案の一つとして、公園のいさというのも御提案であると思えます。そうかといって、それもそうではございますが、私どもといたしましては、さきの防災訓練で、避難誘導訓練の中で、現在市が備蓄計画を持って進めております簡易トイレ、これにおいては計画目標を定めて計画的に、また予算の許される範囲内で努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

#### ○27番（石崎たか子君）

それではよろしく願いいたします。

最後に、耐震については、長大橋の対策は既に着手されていると思えますが、今後の計画を建設部長にお尋ねしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

橋の件についてお尋ねでございますが、実は愛西市内は、これは地域性の関係がございまして、市内の道路には多くの橋がかかってございます。以前もお答えをさせていただいたかと思えますが、市道全体をとらえますと616個の橋がございまして、現在の考え方としては、まず幹線道路にかかっております橋の方を重点的に考えたいと思っております。ただ、この20年度の子算の関係で3月議会にも御説明をさせていただいたかと思えますが、今後の関係につきましては、橋梁台帳がきちんと整備をされているということが補助等を行ってそういった改修をしていく段階では必須事項となっておりますので、その完成を踏まえて再検討というか、考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○27番（石崎たか子君）

交通としても、橋が落ちてしまっただけでは通ることができません。今後とも必須課題としてもよろしく願いしたいと思います。

9日にも問題になりました保育園の耐震工事と、災害の発生の際には災害本部ともなるこの本庁の耐震工事を、ぜひセレモニーホールの建設をやめてそちらに実行されることを願い、質

間を終わります。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて27番議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩をとります。再開は11時5分再開といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

質問に入る前に、発言を副市長より求められておりますので、許可いたします。

○副市長（山田信行君）

申しわけございません。先ほど石崎議員の御質問の中で、現斎場に関する部分がありました。その中で私、現在の1,560平方メートルの中であれば増改築しても何ら新築のような手続は踏まなくてもやれますが、拡張すればいけないよというような御説明を申し上げましたが、誤解を招くといけませんので、もう少し詳しく説明させていただきます。

要は、新たな手続を必要としないというのは、現在の建物内での改修工事、それに限られておりまして、あの敷地内であっても、増改築をするような場合には、墓地埋葬法で言います拡張、変更、そういった事業に値しますので、新設の場合と同様の手続が要ると、そういった前提でのことですので、あしからず御了承いただきたいと存じます。

○議長（加賀 博君）

次に、通告順位2番の5番・吉川三津子議員の質問を許可いたします。

○5番（吉川三津子君）

環境、子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

まず最初に、透明性のある行政運営と市民参加をという題目で、そのうちの一番初めに、口きき問題についてお伺いいたします。

口ききには、よい口ききと悪い口ききがあるという考えのもと、質問いたします。

愛知県では、2006年、悪質リフォーム会社・日本メンテナンスが自治体に防災倉庫などを寄附し、感謝状をもらって商売に利用した事例で、愛知県議の口きき等仲介が発覚して大きな事件となりました。当時の新聞報道によれば、寄附を断った自治体に対して、県議会での立場を利用し、寄附を受けるように求めたと書いてありました。また、2001年には、栃木県鹿沼市で産業廃棄物担当者が拉致され、殺害される事件がありました。業者は、長年、幹部職員や窓口職員に取り入り、不正な権益を享受していましたが、殺害された職員はそれに屈せず業務を行った結果、悲惨な事件となりました。

このような事件が起き、当時、多くの自治体で口きき記録制度ができました。最近では、大分県で教員不正採用事件が起きています。オンブズマンの調査によりますと、口きき記録を残している某自治体では、職員や臨時雇用採用に際し議員から紹介があったり、また職員の異動や昇進に関しては11人の市議会議員が21名の職員の口ききをするといったことも明らかになり

ました。

今、海部南部水道企業団では談合問題で揺れています。さまざまな疑惑が今市民の皆さんの中にうごめいています。日常的にこうした口ききがされていると思っている市民の方も少なくないと思います。こうした不信感を市民の方に抱かれないためにも、また職員の潔白証明や、圧力を一人で抱えることなく共有するためにも、口きき記録を残すことは職員の命の安全と仕事のしやすさにつながると考えておりますので、ぜひ導入すべき仕組みだと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、今、愛西市では、議員や業者、地域代表者などからの口きき、要望などの記録はどのように残し、活用しているのか、お聞かせください。

次に、職員への退職金が適正な判断のもと支給されているのかについて伺います。

平成19年11月27日の幹部会の議事録に、こんな発言があります。「免停になっている職員がいるといううわさを聞いた。所属長は各職員の運転免許証を確認し、問題がある職員（違反歴、免許証取り消しなど）について今週中に総務部長へ報告していただきたい」との記述です。その後、私は公用車の利用状況などの調査をしておりますところ、問題の当事者が退職してしまっていることを知り、ことし7月に免許証調査結果の記録開示を求めましたところ、文書不存在という驚くべき結果を手になりました。表立った問題になっていないということは、問題なく退職金が支払われたこととなりますが、この間の経緯についてお伺いをいたします。

次に、斎場、火葬場の問題についてお伺いいたします。

先日の都市計画原案の説明会での西保団地の皆さんの発言のとき、会場がしんと静まり返ったことを私は感じました。単なる反対運動ではなく、個々の生活や市の財政、市の将来を考えた説得力のある陳述だったと思います。私は、発言の中で一つ問題だと強く感じるがありました。それは、発言の中で「民間に太刀打ちできるのか」という発言がありました。セレモニーホールのことです。

私は先日、津島での民間の小ぢんまりしたセレモニーホールでの葬儀に参列する機会がありました。とても家族的で雰囲気の良い葬儀でした。後日、利用料金などについて調べましたところ、1件丸々2日間無料でお使いいただけますというのが売りで、おふろから台所、仮眠室などがあり、病院へのお迎えから初七日まで、全部で価格は55万円ですよということでした。ほかに何か要りませんかと尋ねると、あとは御親族のお食事がついていないのでとのことでした。私は、市の斎場より安くつくのではないかと思います。

また、こうした民間のアイデアで消費者ニーズに合ったセレモニーホールが民間でどんどんできていくとなれば、市のセレモニーホールも工夫と改修を繰り返さなければ、利用がなくなるのではないのでしょうか。私は、裕福な方々のための立派なセレモニーホールは要らないというふうに思っております。こうした民間の小ぢんまりとしたセレモニーホール、これこそ今の社会の背景を反映した動きであり、セレモニーホールは市がすべき事業ではないという証拠ではないかと思いました。

それから、私はこの斎場計画にさまざまな疑問を持っているわけですが、先ほど石崎議員の方から燃料についての質問がございました。都市ガスを使わないということは、具体

的にいつどのようにお決めになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、都市計画についてお伺いたします。

今、10年に1度つくられるまちづくりの基本となる都市計画マスタープランが作成されています。そして、それとは別に、これも10年に1度の市街化区域、市街化調整区域の線引き案、そして用途地域案を9月に愛知県に提出することになっています。簡単に市街化調整区域から市街化区域へ変えることはできませんし、低層住宅専用地域や商業地域などの用途地域も同様、変更理由となる具体的な事業計画がないと、変更は簡単にはできません。市は9月に県に案を提出するわけですが、どのような事業計画のもと、どのような案を県の方に提出しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

この件につきましては、やはり裏にきちんとした事業計画があれば、県と愛西市の中で協議がされ、進んでいってしまい、議会にかかることなく決定がされていってしまいますので、この時期にきちんと説明をしていただきたいと思います。

最後に、立田と佐屋地区の給食センター統合とPFI評価導入についてお伺いたします。

私は、最もよいのは自校式であるということは思っておりますが、今の立田のセンター、それから佐屋のセンター、別々にやっているわけですが、それを統合するということは、今の状況よりも給食のサービスを低下させるということで、反対であります。しかし、きょうはこのPFIを導入するか、それとも合併特例債なり、市独自の地債なりを使ってやっていくのかの評価についてお伺いをしたいと思います。

PFIの方式は、最近ではあまり人気がなく、全国でも断念の事例がふえてきております。それは全員協議会の中で配付された資料にもあります。その理由というのは、請け負った民間企業の借金は実質公債比率に含まれることもあります。そして事業期間も、PFI制度が始まったころは30年ぐらいの契約だったものが、最近では15年ぐらいのケースがふえています。それは、施設修理の時期が来たら民間が撤退したいからです。PFI事業者は、修理して施設や備品の所有権を市に移すようなことはしません。つまり、古くなって使えなくなったものが、15年後、自治体に返ってくるのです。そのときの負担はどうするのでしょうか。

また、PFIは、どんな方式にもかかわらず、一定期間施設を運営することにより得られる収入によって整備費用を回収するという仕組みであり、販売拡大などの企業努力で利益を生むことができない。このような給食センターにPFIというのは不適當であり、また食の安全や食育を最優先しなければならないこういった給食には不適當な仕組みだと思っております。また、少子化が進んで給食センターに余力ができた場合、お年寄りの給食事業をしようとしても、こういったPFIを導入していたのでは難しいことです。さらに、公共施設でありながら、私権の設定、つまりPFI事業者が自分の抵当権に入れることもできます。

今、愛西市は民間に頼らなくても自力で借金ができるのではないのでしょうか。どうして民間に借金の肩がわりをしてもらって使い勝手の悪いPFIを導入しているのかわかりません。津島市も同じ時期にこの給食にPFI導入をしようとしておりますが、津島市とは財政的にも地域的な事情も違います。足並みをそろえてという考えはお持ちではないと思いますが、しっか

りこのPFIのメリット・デメリットを評価していただきながら進めていただきたい、PFIストップも視野に入れて審議をしていただきたいと思います。この件については後ほど自席にて質問をいたします。

本日、たくさんの質問をしておりますので、簡潔に御答弁をいただきたいと思います。以上、1度目の質問を終わります。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、まず最初に私の方から3点ほどお答えをさせていただきたいと思います。

最初に口ききの関係でございますけれども、この関係につきましては、去る7月30日の全員協議会でも類似の御質問がございまして、その場でも、市としては特定の人利益につながるような便宜供与をやってきたような口ききの事例はありませんとお答えしております、そのことには間違いがございません。

そして、御指摘のありましたように、そういったことがあった場合の記録を残すということは大事なことであります。現在の状況を簡単に申し上げますと、私どもは単にそういった口ききだけの記録を残すのではなくて、日ごろから職員の勤務状況だとか、また窓口でのトラブルの状況、また苦情対応、そういった経緯などもそれぞれの部課長に記録をさせておまして、その中で大きなトラブルに発展するようなこととか、背景が大きな問題を含んでおるような場合だとか、そういった場合には逐次上司の方へ報告させるようなことを今させておるようなわけでございます。

そして、議員さんとかそういう方からの口ききはないのかというような御質問もございましたが、そういった関係につきましては、やはり議員さんからは、地域の代表者という立場も踏まえまして、地域の情報といたしまして、例えば道路のどこどこが悪いから改修した方がいいのではなかろうかだとか、そういった要望をもらうことはございますが、こういったものは私ども口ききには当たらないものだと、そのように考えているところでございます。また、総代さんからいろんなお話もございまして、そういった関係についても地域の代表としてのことでございまして、それは口ききではない、そのように考えておまして、特定の議員さんだとか業者だとか、そういった方への便宜供与をやってきたような事実は今のところ把握しておりませんので、ないものと確信をいたしております。先ほどおっしゃいましたような県での深刻な事例、そういったものにつきましてもないものだと私ども確信をいたしております。

そして二つ目につきましては、退職金に関して、職員の免許取り消しの関係の御指摘がございました。

この関係、おっしゃいましたように、11月27日の幹部会の場で私の方から、そういった免許証のうわさもございましたし、時節柄、年末を控えておりましたので、飲酒運転防止のためにも職員の意識を高めるために、そういった免許証の確認をさせていただきました。そういった手続をした後でわずかの間にその職員が退職をいたしましたけれども、これは偶然重なったというだけで、その職員が免許取り消し後に公用車を運転していただとか、また私用車を運転していたとか、そういった事実はございませんでして、通勤に当たりましても家族の送迎がきち

んとなされておりましてので、免許取り消しでの道路交通法違反、そういった事実は私どもは把握をいたしておりません。

なお、それに至った経緯というものをお尋ねでございますので簡単に申し上げますと、この職員は2月末に退職をいたしておりますけれども、たまたまこの職員、持病としてもともと病気を抱えておまして、その状況が相当当時は深刻な状況にございまして、年末から1、2月の2ヵ月間にかけて、入院もしておりましたし、病気休暇もしておまして、通算ではこの2ヵ月間余りの間に26日休んでおるといった状況で、深刻な状況は私も目にしております。そういったところから、退職願の理由も一身上の都合、そういうことになっておりましたので受理をさせていただいたということで、この退職が道路交通法違反から生じたものではないと、そのように私どもは確信をいたしております。

そして3点目に、先ほど申し上げました火葬炉の燃料の関係でございますが、ガスを使わないことがいつ決まったかというようなお尋ねでございます。

先ほど私が申し上げましたが、この関係、つい最近そういう状況が把握できましたので、近々開催予定の検討委員会だとか特別委員会へ報告し、その場での協議を踏まえて市として決断をしたいと申し上げましたので、最終的な結論は近々出す予定でございます。

以上でございます。あとはそれぞれの部長から御答弁を申し上げます。

#### ○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

まず私の方からは、セレモニーホールの使用料の関係についてお答えをさせていただきます。

確かに議員おっしゃられますように、ホールの使用につきましては業者間でかなりの格差があると思っております。ただ、この料金、使用料の算定につきましては、今、詳細設計、実施設計等前でございますので、きちんとしたホールの大きさ等規模が決まってまいりましたら、利用がしていただきやすい、そういう料金設定にしていきたいと、このように考えております。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、市街化区域、市街化調整区域の関係についてお答えをさせていただきます。

当愛西市につきまして、市街化区域、市街化調整区域の案、用途地域案づくりにつきましては、以前、議会の方でもお答えをしたと思うんですが、市全体で6,663ヘクタールございまして、そのうち市街化区域が315ヘクタールということで、地区別におきましては佐屋地区が158ヘクタール、それから佐織地区が157ヘクタールとなっております。立田と八開地区につきましては、すべて市街化調整区域となっております。したがって、市街化率につきましては4.7%ということに相なります。それで、市街化調整区域から市街化区域への編入、こういうことについては私ども努力しておるわけですが、実情としては、いろんな条件がつかましてハードルが高いわけでございます。

用途地域案づくりについてお尋ねでございますが、国土交通省の定めました都市計画運用指針等を踏まえまして、都市計画区域のマスタープラン、そして市町村マスタープランに示されております地域ごとの市街化の将来像を考慮するというところで、土地利用の現況及び動向、そ

れから都市施設整備、こういった状況も勘案して適切に定めてまいりたいというふうに思っております。

今回、区域区分、用途区域の市町村素案の提出についてなんですが、地形・地物の軽微なもの提出という形になってございます。新たな市街化区域の編入につきましては、先ほども申し上げましたように、ハードルがかなり高いということで、これについては今後県と打ち合わせをしつつ、市の考えを県の方へ説明してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

**○教育部長（藤松岳文君）**

私の方からPFIについてお答えをさせていただきますが、この給食センター建設に向かった手法の一つとして、現在、可能性調査をいたしておりますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

では、順次再質問させていただきます。

先ほど口ききの件ですけれども、そういった事例があれば上司の方に伝えるというお話でしたが、こういったものはそのときには大ごとになるのかどうかはわからないわけです。ですから、日常的からそういったものをきちんと記録する習慣、徹底というものが必要だと思うんですね。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

その関係でございますが、例えば議員さん、業者の方、また議案質問でも話題になりました暴力団対応の関係、そういった関係で私ども口ききが不当要求行為に当たるような場合であれば、それに対応する、この不当要求の関係というのは発生もしくは発生するおそれがある場合ということで、先ほど議員御指摘のとおりのように、将来発生する可能性があるという場合につきましてもこの要綱で対応しておりまして、そういった場合には、発生通知書というものをそれぞれの担当部局から、この対策委員会というものを設けておりますので、その委員会、くしくも私が委員長を務めさせていただいておりますので、私の方へその発生通知書が上がってくるようになっておりますが、この要綱を平成18年2月に設けて以来、私の方へそういった通知書は上がってきておらないということは、そういった事実も発生していないものだと、そのように確信をしておるわけでございます。私ども発生するようなおそれのある場合についても、当然、今記録をさせていただきます内容も踏まえまして、両方の分野から何らかの報告が順次上司へ上がってくるものだと、そういった体制になっているものだと確信をいたしております。

**○5番（吉川三津子君）**

私は、口ききというのがすべて悪いものではなくて、やはり要望等も一つの口ききだろうというふうに思っております。ですから、先ほどからの副市長のお話と少しずれがあるかと思っておりますので、要望等も含めたいろんな御意見、そういったものを記録に書きとめるべきではないかというお話をさせていただきました。今議会でも暴力団のお話が出ております。そのときに

暴力団かどうかというのはなかなか気づかないものです。やはりそのときにどんなお話があったのか、そういったことを記録しておくことによって、後日、対策ができるのではないかというふうに思っております。ですからやはり、いいか悪いか、そのときなかなか職員はその場では判断ができないと思います。それが悪い口ききなのか、いい口ききなのか、なかなか判断というのは難しいと思いますので、先ほどから申し上げておりますように、いろんな今職員が絡んだ事件が起きております。いろんな談合の問題も起きております。そういったものに職員の皆さんが巻き込まれないためにも、こういった記録をきちんと残しておくことがよいことではないかと思うので提案しているのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○副市長（山田信行君）

まことにごもつともな御意見でございまして、そういった趣旨で、今記録を設けておる関係については、きちんと、いい面での口きき、そういったものも踏まえまして記録をさせていきたい。本日この場におります幹部職員が認識を新たにさせていただいた、そのように感じております。

#### ○5番（吉川三津子君）

ありがとうございます。ぜひ周知をお願いしたいと思います。

それから退職金の、職員が免許証なしで云々ということなんですけれども、先ほど年末だからという副市長のお話があったんですけれども、そのやはり議事録には、うわさで免停になってから1週間以上たっているようだというような記述もされておりますので、やはりターゲットというか、そういうものがあってこの免許証調査はされたものだというふうに認識しております。

ここで、先ほど交通違反なり何なりがないものとおっしゃいましたけれども、どのような調査をされたのか、その点についてお伺いしたいということと、それから病気で26日間お休みになっていたということですので、病気の診断書等は出ていたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

#### ○副市長（山田信行君）

たまたまターゲットにしたとかそういうことではなくて、そういったうわさが1週間前ほどに聞かれましたので、ちょうどその直後の幹部会の場でこういったことを全職員を確認するように指示をしたわけでございます。

そして、道路交通法違反の裏づけをどうされたかということでございますが、この関係につきましても、私ども要はスピード違反の履歴証明、そういったものをとるように本人に申し上げました。これは本人しかとれませんので、そういったことをやらせたわけでございまして、交通違反の履歴証明書をとらせました。しかし、ちょうどその証明書が自宅の方へ届いたときに本人は入院をしております、そういった最中にどこか家族が紛失をされたという申し出がございました。ですから、私ども改めて再申請をするように二、三回本人に催促をしておいた。そういったやさきに退職につながってしまったということで、私どもその裏づけを無視しておったとか、放置しておった、そういうことではございませんので、御理解をいただきたいと存

じます。診断書は出ておりました。

○5番（吉川三津子君）

わかりました、診断書は出ていたということですね。

職員の懲戒処分の基準というのがありまして、それによって退職金が支払われたり支払われなかったりということもあるかと思えます。ここの中で問題なのは、先日、大分県の教員採用の口ききのところで、その関係者が退職願を出したときに、そのときに保留にしました、県の方は。なぜそれをされなかったのか、きちんと状況をつかむまでなぜ保留にされなかったのかというところが私は大変疑問です。

それからもう1点、今、副市長は、本人しかとれない、事故の証明は本人しかとれないということをおっしゃいました。それは私は違うと思えます。今、タクシー会社とか黒ネコヤマトとか、いろいろ会社があるんですけれども、ああいった運転手のそういった事故の状況というのは、本人の委任状を持って会社の方がとっております。そこまでできるにもかかわらず、そういったことを怠ったということは私は大変問題ではないかと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○副市長（山田信行君）

私ども言いわけをするわけではございませんけれども、要は個人情報にかかわる関係でございまして、本人しかとれないと。委任状という点にまで及ばなかった点は、今御指摘をいただいで、今後のいい課題とさせていただきます。

○5番（吉川三津子君）

今後の課題というふうにされては困るわけで、今、市民の方たちは、固定資産税を5年さかのぼって払いなさいとあって、皆さん払われました。私たちの税金を預かっている市の方がしっかりと調査をされないまま退職金を支払ったということは、それほど簡単な問題ではないと私は思っております。地方自治法の中で住民監査請求のところでは、財産の管理を怠る事実ということで、やはり行政として怠る事実、それに該当するのではないかなというふうに思っております。

今後、やはりこれは済んだこととして済まされるわけにはいかない。市民の方はしっかりと固定資産税をやはりお支払いになった。その中で不当な支出があれば市として正していく必要があると思えますけれども、やはり今後この調査をし直して、不正があれば、私も不正があるのかどうかわかりませんが、交通事故の点数についても調べました。3年以内にたくさんさんの免許の回数とか、それから事故の回数とか、そういうことによってやはり免許の取り消しがされる。過去に一体どんなことがあったのか、今回何があったのか、それをきちんとして私は退職金が支払われるべきだと思いますので、その辺の再調査を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（山田信行君）

私どもその時点では、本人が本当に病気の状態が重症であった、入退院を繰り返しておったということも踏まえて、運転免許の取り消しに至った経緯などについても、通常想定される範

囲内のそういった証明書の請求、そういったことも本人にしてきたわけでございます。しかし、今おっしゃいましたように、退職後の職員に私どもがどの範囲まで今回その裏づけ調査をすることができるか、よく弁護士さんなどの見解も踏まえまして適切に対応していきたいと思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

市民の皆さんの大切な税金ですので、しっかりとその辺を調査等していただいて、適正な支出等をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから次に、斎場の件をお伺いいたします。

先ほど、私も燃料のことはあまり今まで触れてはきませんでした。ここに来て燃料が都市ガスを使わないということでしたけれども、つい最近わかったとおっしゃるんですけれども、いつどのような形でそういうことがわかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

7月の末ごろでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

7月の末とおっしゃると住民への都市計画の説明等がされた時期だと思いますけれども、あのときに説明の中ではどうだったのでしょうか。これからの検討課題ということで説明がされておりました。今、設計がされております、プロポーザルの関係で。そちらの方の設計というものについては、じゃあ燃料が決まらないからその部分についてはストップしているということでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

東邦ガスの方から回答が参りましたのは7月末でございます。そのときには既に今回8月31日に開催をいたします都市計画原案の説明会の日程などもはっきりしておりましたので、そういった説明会を行うに当たりまして、私どもこの1ヵ月間余りはいろいろな関係を中断いたしておりました。そういった関係から、7月末になっても検討委員会だとか特別委員会、そういったものも開かれておりませんので、今回の説明会もこれで終わりましたので、そういった意見を踏まえて最終的な結論を出す段階になっていくと、そういうことで先ほども申し上げたとおりでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

では、プロポーザルの選定をされるときに、やはりこういった燃料が決まっていなくて大変いろいろ書類を出されるにしても業者の方も困られると思うんですけれども、その辺についてはどのような対応をされたのでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

プロポーザル方式で設計を煮詰めるというのは、発注者側の意見と設計者側の能力、そういったものを交えてこれから成果品としての設計を練っていくというやり方でございますので、当初からこの燃料が何に決まっているかどうかというのはそう大きな問題ではなかったというふうにとらえておまして、これで近々に燃料も何を使った炉にするかははっきりとされてく

ることでございますので、それを踏まえてきちんとしていきたいと考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

このプロポーザルのときに見積額等も出ているわけです。その中に、やはり燃料を何が使うかということになれば、やはり装甲等の設計、それから都市ガスであれば引き込みの問題も出てくるので、そういった見積りの金額にも相当影響が与えられると思うんですけども、その辺についてプロポーザルに公募された業者からは質問がなかったのでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

その関係につきましては何ら質問などはございませんでした。私どものいろいろ審査会などでも、特に燃料の関係については問題にもなっておりません。

**○5番（吉川三津子君）**

私は、プロポーザルの情報公開請求をしております。その中に、業者側から、予定されている火葬炉の熱源を提示してくださいという質問が出ております。これが回答がつくられたのが5月16日です。そのときに市側はどうお答えになっているのか、「灯油で計画しています」とお答えになっています。これをつくられたのは、職員の山本さんで案が出ております。それで、この14社中6社の参加表明があって、これらの参加表明者からの質問に対して別添のとおり回答してよろしいですかと、この回答は5月19日に発送しますということで上司の方に伺い書が出ております。その中には、主任から課長から、課長補佐から、次長、部長、副市長、市長の印鑑が押されております。しっかりとこの時点で燃料が決まっていたということがここで明らかではないのでしょうか。プロポーザルの方も、この燃料がしっかりわかっていなければ、設計の金額も私は出せないと思います。都市ガスですと大きく金額が変わってくるはずですが。私はこのように、市民の皆さんに幾つも幾つもうそをついていらっしゃる、しっかりと説明をされていない、そこについて副市長の御意見を伺いたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

私は、ごまかそうとか、そういった気持ちはありませんでして、現にその審査会などでは、ガス燃料とか灯油にするとかいう、燃料に関する質問や質疑はなかったものですから、今そういうふうにお答えをしたわけでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

そこで議論はなかったけど、副市長は印鑑を押していらっしゃる。市長も印鑑を押していらっしゃる。これで進めましょうということで進めていらっしゃるわけじゃないですか。じゃあ、検討委員会、特別委員会にお話もせず、これを決めていらっしゃったということでしょうかね。

**○副市長（山田信行君）**

要は、プロポーザルのときにそういった灯油を燃料とするという、一定、すべての業者、16業者が一定の線で見積りももらっておるということでございますので、そういった点であれば特にその不公平感とかそういうことはないと思います。とりあえず今回のプロポーザル審査に当たっては灯油を燃料としてそういった見積額が提示されておると、そのように考えております。

○5番（吉川三津子君）

それは市民の方はだれも納得をいたしません。ほかのところでは、決まっていなものは決まっていなというふうきちんと書いてあります。これは皆さんに平等にいろんな質問に対して答えるようなものになっているわけですので、私はいろいろ今までも額縁道路のこと、それから入札の分割入札、あれも本当ならば大事件です。ほかの県で、こういった本来一本で入札しなければいけないものを、分割して入札を行ったことで大きな記事になっております。それぐらいのことを愛西市はこの斎場の中で繰り返していらっしゃる。私は、西保団地の皆さんは、建てるなど、自分の近くに建てるなど、それ以上に、やはり愛西市の誠意ある説明がないということに私は怒っていらっしゃると思います。私は、これ以上聞いてもこうだあだとおっしゃると思いますけれども、今回、都市計画の説明会でいろいろ質問が出ました。それについても、しっかりと答えが出ておりません。私は一度真剣にひざを交えて西保団地の方たちと正直に話し合いの場を持っていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○副市長（山田信行君）

都市計画の原案の決定に当たりまして先般あのような説明会を持ちましたので、私どもはまずはその意見陳述を踏まえて今進めておるところでございますので、現時点ではそれ以上のことはまだ想定をしておりません。

○5番（吉川三津子君）

ということは、今後、西保団地とはもう話し合いの場を持たないということですか。私は今の西保団地の皆さんのデモ行進なり、やはり何度も何度も説明がころころ変わっていくところ、大変不信をお持ちだと思います。私は、このまま進めれば、座り込みも辞さないだろうと思っております。

それから私は、愛西市として恥ずかしいことは、市のこれは公共施設をつくる時に地元の理解が得られないまま強行する、多分これは全国でもまれに見る事例だと思います。ないと思います。そこを避けて通られるのか、きちんと地元の方とひざを交えて話して理解を求めていくのか、その点について私は伺いたい。少しこの事業をストップさせて、しっかりと市民の方と話し合われるつもりはないのか、その辺をしっかりと伺いたいと思います。

○副市長（山田信行君）

私、先ほどのお答えがちょっと不足しておりました。要は、一般的な説明は当然説明責任を果たしていかなければならないと思っております。それに、これから計画を進めていく上で、進捗状況などにつきましては機会あるごとに西保町の区会へも報告を、今までもしてきましたし、これからのについてもしていく考えでございます。団地の方々から、これから計画を進めるに当たっていろんな説明、経過説明、そういったことも当然していきたいと思っております。そういった点での説明会は持っていきたくと思っておりますし、広報などを通じましてもいろんな情報提供は今まで以上にきちんとやっていかなければならないと、そのように考えております。

○5番（吉川三津子君）

私は、そもそもその考え方が間違っていると思います。説明というのは、一方的な一方通行なんです。話し合いは、理解を深めるためにお互いのやりとりです。それをやってくださるのかどうかということをお伺いしております。

#### ○副市長（山田信行君）

当然、説明会に行って、いろいろな御意見やら御要望はあると思いますので、そういった御意見、御要望を当然私ども踏まえなければならないような内容があれば、それは当然私ども聞いてくるつもり、そういった姿勢ではございますので、私の説明不足の点をおわびいたします。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひ本当に正直なところを、やはり私は何度も、今までの経過を見ておきまして、常識的に考えればそんな説明はおかしいでしょうということが幾つもあるわけですね。やはりそこら辺、きちんと説明責任を果たして、しっかりと話し合いを持っていただきたい。私たち議員は、市民の皆さんから白紙委任をされたわけではない。いろんな困難な問題があるときは、やはり市はしっかりと市民の方と向き合って、一人ひとり理解を求めていくというのが私は筋であるというふうに思っております。ぜひその努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから燃料のことについても、公文書にこれだけのことが残っている。プロポーザルの公募者にこれは灯油ですと言っておきながら、間違っていましたと。見積書も出ているわけです。じゃあその後、間違っていたら、その責任を今度は企業の方にどうとるのかということになります。この時点で灯油に決まっていたということは間違いのない事実であろうと思いますので、一つ一つ今までの問題を説明して行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、都市計画についてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど市街化区域、市街化調整区域のお話が出ました。こういった区域の決定というのは、やはり私たちの生活に大変密着した問題です。この地域が住宅地に認定されるのかどうかというのはとても重要な問題で、この間、情報公開がなかなかされないまま進められたということは大変問題ではないかなというふうに思っているわけですが、遅くありませんので、今までの経過等、そういったものをしっかりと市民の方に伝えるような努力をしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

先ほどの議員の御質問でございますが、19年度、20年度、2年間で都市計画マスタープランを作成するというところで、19年度のいわゆる全体関係のことにつきましては、市民アンケートというんですか、そういう形で市民の抜き打ちというか、不特定多数の方から選出いただいた方のアンケートについて、そういったものも踏まえておりますし、この20年度、地区の者がそれ以上中へ入っていく関係につきましては、市民会議の方、佐屋地区で2名、立田地区で1名、八開地区で1名、佐織地区で2名の計6名の方かと思いますが、そういった関係者の方にも入っていただいて御意見を聞くという姿勢をとっております。

私、議員のたまたまブログの中で見させていただいたんですが、例えば田原市とか一宮市とか岡崎市の関係なんかは、いろいろホームページの中で情報公開をしていると書いてみえた。それで、ちょっと言葉は忘れましたが、愛西市の中ではそういったことがなされていないというような言葉が書かれていたかと思うんですが、その愛西市のホームページの中にも、こういった都市計画マスタープランとは何ぞやとか、こういった都市計画マスタープランの関係はこうしていくということもホームページの中に立ち上げてございます。先ほど申しあげました他市の関係も私なりに見させていただきましたが、一部、二、三の市については確かに当愛西市よりも詳細に書かれているものもございましたが、中には当愛西市と私が見る限りさして変わらないようなホームページの書き方でもございましたので、情報公開としてうちの愛西市の方がされていないというのは私はいかがなものかなと思います。9月9日の中日新聞の方でも、愛西市のホームページのアクセスが、すごい量のアクセスがされているというような記事も載っておりましたので、そういった意味では、私の方も愛西市としてある程度の情報公開ということについてはさせていただいているのではないかなと思いますので、よろしくお祈いします。

#### ○5番（吉川三津子君）

それだけ市民の皆さんがホームページに頼っていると、情報源となっていると言うからには、さらに情報を豊富にさせていただきたいと思います。いろいろ愛西市以上のところもありますし、以下のところももちろん私はわかっております。できるだけやはり私はよりよいところに肩を並べていただきたいというふうに思っておりますので、その点をよろしくお祈いいたします。

それから、今9月に市街化調整区域と市街化区域、それから土地利用の関係ですね、そういった関係で9月に県の方に提出されるわけですが、そういった変更についてはその根拠となる事業が要るわけですが、その辺のところは、予算的なことも出てくると思います。10年間その方針でやっていくわけで、もしかして県の方がこれをオーケーとした場合、具体的な動きに変わってしまいます。ですから、その辺、企画部なり財政の方ときちんと予算的な措置がとられていないと、後戻りができない。県の方のルールに乗ってしまうと後戻りができないというのが今回の9月の申請だろうというふうに思っておりますけれども、ほかの課とのそういう財政的な裏づけ等はどのようにされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

最初の御答弁で申し上げたと思うんですが、今回、愛知県の方とそういった関係のお話し合いをするのは、市街化調整区域と市街化区域の面した、言い方としては地形・地物の軽微なものという表現でお答えをさせていただいたかと思いますが、そういった関係ですので、とりあえず、今これぐらいの予算がどうのこうのということについては現時点では考えておりません。

#### ○5番（吉川三津子君）

では、今度9月に出されるものについて事前に公開ということをお願いしたいんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

この関係につきましては、利害関係がかなり大きい度合いを示しますので、公開という考え

は持ち合わせておりません。

○5番（吉川三津子君）

利害関係というのは具体的にどのような支障を指して言われるのか、お聞かせいただけますか。

○経済建設部長（篠田義房君）

市街化調整区域から市街化区域になるという形になれば、当然それなりの地価といたしますか、財産価値の関係も変わってまいりますし、できる内容もかなり変わってまいりますので、そういう意味で利害関係が大きく左右するということを申し上げました。

○5番（吉川三津子君）

そういった情報が漏れると得をする人がいるとかいないとか、そういう問題が起きるということでしょうか。そうではないんですか。

○経済建設部長（篠田義房君）

得する、得しないというよりか、まだ確定をしていない段階のものでそういった情報が流れることによって、そういった関係の動きが出てくるというのはいかがなものかなということでも申し上げました。よろしくをお願いします。

○5番（吉川三津子君）

私は、隠すから漏れるんだと思うんですよね。最初からやはりオープンにしていけば問題はいかかって起きないのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺また議会の方にどういったお知らせをされるのかわかりませんが、きちんとやはり、まちづくりにかかわってくることで、そういったことは事前にこういった方針でということはお示しいただきたいと思うんですけれども、それは無理でしょうかね。

○都市計画課長（加藤清和君）

質問にお答えさせていただきますが、地形・地物というのが、まず道路ができたことによって区域が変わるだとか、そういう意味で軽微なものは申請を今回の9月にさせていただくと。それで、市街化区域への編入等につきましては、項目がかなり厳しい項目がありまして、その部分をクリアする部分については愛知県と事前に確認をして申請させていただくという状況ですので、事前にその案の前にお知らせするという事は、情報だけ先走ってうまく御理解がいただけるというようなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○5番（吉川三津子君）

多分ここは、いつまでたっても私と当局とのいつも平行線じゃないかなというふうに思います。私は、いろんなものをすべて明らかにして市民とともに考えていきたいと思いますというスタンスなんですけれども、やはり明らかにすることによっていろんな混乱を避けようというお立場で動いていらっしゃるのが市当局の発言からたびたび見えるわけなんですけれども、またいろいろお話をしながら、いただける情報はいただきながら、よりよい形に持っていきたいと思っておりますので、その点、よろしく願いいたします。

もう1点、私、最近とても心配をしておりますのは、この斎場の問題から、市の方が情報を

なるべく出さなくても済むような形に持っていつているのではないかなということは大変私は危惧しております。私もきのう市民の方からお電話をいただきまして、この斎場の検討委員会の議事録が、前、情報公開請求されたときは全文の議事録でした。それが、その検討委員会の中で、全文ではなく概要のものにしようということ、それから録音テープは情報公開されても非開示で破棄するんだということが、その斎場の方の検討委員会の議事録の中でホームページに載っておりました。私はそれを見て大変心配しております。できるだけありのままを市民の方に伝えるのが、市民の信頼を得る方向だと思います。今まで全文筆記をしていた、そして情報公開条例の中では録音テープも開示しますという条例になっているにもかかわらず、そういった方向に持っていかうとしていらっしゃるようになってなりません。やはりそういったことはますます私は市民との距離を広げるのではないかというふうに思っておりますけれども、その辺について副市長はどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

#### ○副市長（山田信行君）

そういった偏見を持たれないような情報公開をしていかなければならないと思っております。私ども今回も7月に新たなそういった会議公開の要綱なども設けて臨んでおるわけですが、そういった中で、ホームページなどに会議録を上げるに当たって、要点の会議録というようなことを基本に考えておるわけでございます。しかしながら、先般の31日の説明会などのようなところで10人の方に意見を言っていた関係、これなどについてはそのままの意見陳述内容をホームページなどでも公表していきたいといったことを考えておりますので、特段、恣意的に私どもは何か情報を隠していこうとか、そういったつもりはございませんので、よろしくお願ひしたいと存じます。

#### ○5番（吉川三津子君）

一番気になるのは、やはり録音テープの問題だと思います。多分ああいった形で録音テープはあの場で非開示というふうになれば、愛西市の情報公開条例に反してくるような事態も生じてくるのではないかというふうに思っております。やはり法的なこともしっかりと考えてそういったものの運営をされていくということがとても重要だと思いますので、もう一度、やはり検討委員会で要点のみの筆記になった場合、詳細についてじゃあどうやって見るのか、そうした問題も出てきますので、その辺、再度やはり、これだけ大きな事業です。30億と言うとしかられるかもしれませんが、私にとっては額縁道路等も入っておりますので30億円以上の事業です。そういった大きな事業を行っていく上で、やはりしっかりと記録を残していくということが住民の不信感を払拭するものになると思っておりますので、その辺、再検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。

#### ○市長（八木忠男君）

吉川議員さんの質問が終わったところで、私、今までの流れの中で、私どもの答弁といたしましては、私を初め副市長、それぞれ担当者、すべてだれがお答えさせていただいております。でも同じ答弁と思っておりますし、常々そうした打ち合わせの場でも伝えているわけでありま

す。

そして、少し補足させていただきますと、地元の西保団地の皆さんにも今までも幾度となく御説明やら御意見を伺ってきた場もありますし、そうした場を持つことも今後伝えてきているところでもあります。先般も、代表の方にお電話を差し上げてお話をしたいという申し出をしましたら、4人の方でないにだめだというような御返事で、残念ながら私と代表の方のそうしたお話の場は設けられませんでした。個人的という言葉はどうかと思いますけれども、市長として、いろんな今までのビラ、文書の中でも、いろんな御意見やら考え方、お言葉もいただいているわけでありまして、そうしたいろんな面も、理解し合う、信頼というところから思ってみましても、そうした思いの中で御提案もさせていただいたところでもありますし、今後も私の考え方はそうした考え方で努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

これにて5番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位3番の9番・村上守国議員の質問を許可いたします。

○9番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、愛西市水道ビジョンの将来像についてと、災害時の避難対策について、大項目2点、一般質問をさせていただきます。

最初に、愛西市水道事業の現状と将来像の設定について質問をいたします。

水道は、快適な市民生活や都市活動を営む上で欠くことのできない重要なインフラ施設であり、安全で安心できる水の持続的な供給を確保するため、現状に満足するのではなく、水道の信頼を維持する努力を継続し、将来ともよりよい水道サービス水準の提供を目指していくことが求められております。ただ、今後施設の老朽化に伴い、大規模な更新が必要になると予想される中で、各水道事業者においては、安全・快適な水の供給の確保や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等に向けた取り組みが求められるとともに、その基礎となる運営基盤の強化や技術力等が必要とされております。

国（厚生労働省）は、平成16年6月に地域水道ビジョンを策定し、各認可水道事業者に対し、一つ、事業の現状・分析、一つ、将来像の設定、一つ、目標の設定、一つ、実現方策等の検討等々を、10年間の目標期間として、平成20年までに地域水道ビジョンの策定を義務づけております。

1点目の質問ではありますが、合併協議会での確定事項であります、水道事業経営の合理化、

サービスの均一化を図るため、八開村、佐織町の水道事業を統合し、新市へ引き継ぐものとし、水道施設の広域化による経営基盤の強化及び管理体制強化を図りつつ、その後直ちに新市として海部南部水道企業団と水道事業の統合を検討する等々決定されております。私は、いつでもどこでも安定的に生活用水を確保するための方策として、愛西市水道事業の単独経営は、今後、施設・設備の更新、純損益の減少、企業債の多額な償還、県水受水依存率の増加、同じ市民でありながら供給単価の違い等々を考えたとき、経営内容を見直し、いち早く企業団と統合を希望するものであります。

そこで質問であります。今回策定されました愛西市水道ビジョンの方針から、合併協議会の確定を踏まえて、水道事業の現況と将来の見通しについてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

2点目でございますが、災害対策の充実、確実な対応について質問をいたします。

国は、特に東海地震対策強化地域等においては、基幹施設、管路網の耐震化率100%に早期の達成を目指す設定をしております。災害対策として、石綿セメント管の布設がえの実施状況はどうなっているのか。ちなみに、企業団では計画的に施行され、90.9%終了しております。

また、災害時の水の最低必要量は1人1日3リットルと言われておりますが、給水人口1人当たりの貯留飲料水量は常時どれだけ貯留しているのか。企業団は1人当たり270リットル貯留していると聞いております。これらの問題を中心に、愛西市の水道事業における、一つ、災害対策等の充実、一つ、特に応急給水実施の確保等々の現況と、どのような目標を設定しているのか、お尋ねいたします。

次に、災害時の避難対策について質問をいたします。

愛西市では、多様化する災害形態に対応し、将来の災害防止と市民の安全を守るため、地域防災計画を定め、現状に即した計画となるよう随時見直しをなされております。1976年、東京大学の石橋教授が、静岡県を中心とした東海地域であす起こっても不思議ではないという東海地震説を発表しました。幸い地震は起こることもなく約30年がたちましたが、日一日と東海地震の発生が近づいていると考えるべきだというのが地震学者の一致した意見であります。また、東海地震・東南海地震の可能性が指摘されており、市民の皆さんも不安に思われているのが現実であります。

愛西市では各種の地震対策を行っておりますが、その中で、行政に課せられている最大の使命である市民の安全の確保が最重要でありますので、愛西市地域防災計画、これは赤本でございますが、計画の中で避難対策についてお尋ねをいたします。

一つ、東海地震の発生するおそれのあるとき、東海地震予知情報とほぼ同時に警戒宣言が発表されます。市民に警戒態勢をとるよう呼びかけるのは、防災マップによれば、サイレンの吹鳴によるとされておりますが、サイレンを鳴らすことで末端市民に周知できるのか非常に疑問であります。サイレンや警鐘、無線の施設がない地域もありますので、テレビ、ラジオ、広報車などで広報され、各地域の自治会長、自主防災組織へ連絡されるのが一般的だと思いますが、市民への情報伝達方法をさらに検討する必要はないのか、お尋ねをいたします。

2点目でございますが、愛西市の地域防災計画では、一つ、避難所表示看板、一つ、避難誘導看板等の設置による周知、一つ、避難経路の指定等々を定め、市民には日ごろから各地域、各個人に避難対策を考えておくよう指示だと思われませんが、これらは市民にどのような形で現在周知がなされているのか、お尋ねをいたします。

3点目でございますが、今私どもが一番心配していたしておりますのは、避難の勧告または指示を、伝達を受けた自治会長から末端の市民への至急連絡網が確立されていない現在、情報伝達がスムーズに流れず、途中で途絶えてしまう危険が大であります。確かに地域防災計画では避難の周知徹底、避難誘導等々を定めておりますが、これはあくまでも机上での策定であって、避難命令が発令されたら、市民は行動に戸惑い、パニック状態になるのが目に見えております。地域防災計画では、避難は地域住民が自主的に行うことになっているが、私は、避難は集団行動をとるべきだと思っております。地震の揺れがおさまれば避難する場合は、各自治会が定めた公園や広場等に一時避難し、被害の状況や火災、風向きなどに注意して安全な避難路を選び、集まった人たちが一緒になって指定避難場所に移動する、これが原則だと思います。

質問でございますが、一つ、避難のための準備情報、勧告、指示の方法。一つ、勧告等を受けた自治会長から地域内住民への情報の伝達方法、一つ、住民の避難誘導及び移送等々を、愛西市地域防災計画による、市民が速やかに安全に避難できる模範的なマニュアルの策定はできないのか。そのマニュアルを参考にし、各地域の実情に合った独自のマニュアルを作成し、避難訓練を重ね、周知徹底すべきと考えております。

4点目でございますが、先日、自主防災会の役員と、第1次避難所に指定されております永和中学校まで、災害後安全と思われる道を歩いてみました。48分かかりました。反省の一つとして、この道のりは、高齢者等災害時要援護者を優先するとなると、避難の誘導が困難と思われます。また、永和中学校は、関西線、名阪高速道、善太川に囲まれ、人里離れた場所に建っており、阪神・淡路大震災の被害状況を見れば、第1次避難所として永和中学校の指定は、市民の身体を守るのに安全、安心、安定の三つの要素が欠けておられると思われまます。単に各中学校を第1次避難所に指定するのではなく、各施設の周囲の状況、市民が安全に利用できるか等をよく調査・検討の上、指定すべきと考えます。避難所、特に永和中学校の見直し等はありませんか、お尋ねいたします。

以上、質問を終わらせていただきますが、質問の趣旨をよく御理解いただきまして、的確なる御回答を簡潔にお願いいたします。あとは自席でお尋ねいたします。

#### ○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、村上議員の水道に関する御質問の中で、水道事業の現状と将来の見通しについてお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

現在、水道事業に求められています安全・安心な水道サービスや、今後取り組まなければならないことにつきましては、議員の言われたとおりでございます。

初めに若干お断りさせていただきたいと存じますが、合併協議会での調整方針につきましては、旧八開村と旧佐織町の水道事業を統合して新市に引き継ぐものとするとの確認でありまし

て、八開村と佐織町の水道事業を合併後どのように取り扱うのかの内容でございまして、新市として直ちに海部南部水道企業団と統合するものではありませんので、よろしくお願いをいたします。したがって、現在のところ海部南部水道企業団との統合についての打ち合わせ等はしておりませんので、申し添えさせていただきます。

まず水道事業の現状につきましては、御存じかと存じますが、八開地区と佐織地区の水道料金に違いがございまして、八開地区におきましては一般会計より補助金をいただいております。また、八開浄水場につきましても、建設後30年以上を経過しておりまして、施設の更新が必要でございまして、本年度より3年計画で更新をしていく予定をしております。佐織地区につきましても、一部地下水に依存をしておりますので、今後も井戸が使用できるのか状況を見ながら、県水の受水量等の変更の検討が必要と考えております。

したがって、地域水道ビジョンにつきましては、長期的な政策目標として、安心、安定、持続、環境、国際の五つが掲げられて、平成20年度ごろまでをめぐり策定が望ましいとされておりますが、以上のような懸案事項等を解消した後に、水道事業を取り巻く環境等を総合的に分析して策定していく考えでございまして、よろしくお願いをいたします。

また、将来の見通しと申しますか、今後の課題としまして、先ほども申し上げましたように、料金の統一をいたしまして、企業経営の基本でございまして独立採算を目指しまして、その後に海部南部水道企業団との統合を考えていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、災害に伴います災害対策と応急給水についてお答えさせていただきます。

災害対策としまして、現在、自家用発電機がそれぞれ佐織中部浄水場と八開浄水場に設置がしてございます。

次に、地震が発生した際でございまして、佐織中部浄水場の配水池につきましては、発災時の飲料水確保を目的としまして、流出管に緊急遮断弁を設置してございます。これによりまして、貯水可能量は2,000トンが確保できることになってございます。また、八開浄水場につきましては、配水設備地震対策としまして、地震計を設置しまして、設定された震度以上の地震が発生した場合、配水ポンプを緊急停止させるものでございまして、配水管等の破損によりまして上水が流れ出すのを防ぎ、配水池の水を確保するものでございます。これにつきましては、貯水可能量として765トンを用意してございます。

また、飲料水の供給計画でございまして、応急給水量としましては、先ほど議員が申されましたように、発生から3日間につきましては1人1日3リットルを予定してございます。また、4日目から10日目までは1人1日20リットルを予定してございます。また、11日から21日までにつきましては1人100リットルの予定でございまして、あと、22日以降につきましては被災前の給水量と同様の250リットルの予定でございまして、これによりまして先ほどの貯水可能量から計算しますと約7日間の飲料水の確保が可能でございまして、1人当たり直しますと97リットルとなります。

次に、応急給水の状況でございまして、応急給水用の資機材としまして、現在、水道施設の応

急復旧に関連します備蓄資機材としまして、主に石綿管の接続に必要な機材を備蓄してございます。また、口径300ミリまでの接続部品の主なものもそれぞれ佐織中部浄水場と八開浄水場に備蓄をしてございます。

ほかに、飲料水の供給計画としまして、県営水道事業の地震防災対策実施計画に基づきまして、応急給水支援設備計画としまして、学校、避難所、福祉施設の近傍にあります県送水管の空気弁に仮設給水栓を接続することによりまして、応急給水施設として利用することができるものでございます。現在、佐織地区につきましては4カ所、八開地区につきましては2カ所、それぞれ佐織が佐織体育館、佐織中学校、佐織公民館、佐織総合福祉センター、八開地区につきましては八開庁舎と八開中学校で応急給水ができるようになるものでございます。

また、支援連絡管でございますが、これにつきましては、県の浄水場から供給点であります受水団体の各受水施設、佐織中部浄水場、八開浄水場などの送水管に複数箇所被災した場合、支援連絡管までの送水管を優先的に復旧することによりまして、この支援連絡管を使用して受水団体へ直接給水が可能となるものでございます。これにつきましては、昨年度、佐織地区で1カ所、八開地区で1カ所を施行してございます。

次に、石綿管の布設がえの状況でございます。石綿管の残りの延長でございますが、約1,200メートルございまして、現在、公共下水道事業とあわせた工事、それから単独事業によりまして布設がえ等の工事を予定してございます。配水管の総延長に占めます石綿管の割合でございますが、19年度末で0.56%でございますので、よろしく願いをいたします。

また、災害等の緊急連絡管の使用につきましては、災害その他非常の場合における相互応援給水に係る目的としまして、隣接水道事業者間において緊急連絡管を整備してございます。現在、緊急連絡管としまして11カ所が愛西市ではございます。愛知県の企業庁でございますが、企業庁とは2カ所、それから津島市とは5カ所、稲沢市とは2カ所、美和町とは1カ所、海部南部水道企業団とは1カ所、それぞれ接続をしてございますので、緊急時の場合には使用が可能となります。

また、水道災害相互応援という覚書がございまして、これにつきましては昭和53年3月29日、日本水道協会の正会員でございますその愛知県支部に所属するもの及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するものが、会員相互で応援活動を行う覚書を締結してございます。また、愛知県の県営水道地震対策実施計画によりまして、県営水道が受水団体との連携を重視して総合的かつ計画的に大規模地震に対処をし、災害情報システムを利用することによりまして、愛知県水道震災支援センターでの業務の効率化及び県内水道事業者との情報伝達の円滑化を図っておるところでございます。

以上の応援などをいただきまして、応急復旧につきましては、管路の被災状況等を把握しました上で、応急復旧方法や復旧優先路線を設定いたしまして、幹線管路や避難所や医療機関に通じる管路を優先しまして順次復旧に努めてまいりたいと思っております。したがって、応急復旧期間は、可能な限り、最長4週間を目標としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

## ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からは防災計画の関係でお答えをさせていただきます。

まず最初に、1点目の呼びかけ方法のお尋ねでございますけれども、既に配布してございます防災マップの記載につきましては、紙面の関係上から、警戒宣言の発令を知らせるためにサイレンの吹鳴のみを紹介したものでございまして、あくまでサイレンのみに頼った周知を行うわけではございません。警戒宣言が発令されますと、国の想定したシナリオで進む場合には、東海地震観測情報、東海地震注意情報が発表されることとなっております。そうなった場合におきましてはテレビとかラジオなどの報道機関がいち早く皆さんにお知らせされることと思えますし、市といたしましては東海地震の注意情報の発表の段階から職員を参集いたしまして本格的な対策をとることとなっておりますので、現状では広報車とかホームページで周知することとなっておりますけれども、同報無線が整備されております立田地区、佐織地区におきましてはあわせて周知を行うこととなります。

続きまして2点目の、市民にどのように周知されているのかというような関係でございますけれども、計画書の中で避難路の定義といたしましては、十分な幅員を確保して、火災の延焼、浸水等による危険が及ばないようにする、道路に面する構造物などが避難時に支障とならないよう沿道の土地所有者や施設管理者に対して啓発指導を行うと掲げてございます。私も海拔ゼロメートル地帯であります本市におきましては、地震災害と水害対策を考えた場合に果たしてどのような避難路がよいかということは大変難しゅうございまして、現在は指定していないというのが現状でございます。

しかしながら、地震に特化したものでありますと、19年4月に全戸に配布いたしております帰宅支援マップの愛西市版の中でも示されておりますように、おおむね8メートル以上の道路とか歩道設置済みの道路、また愛西市の耐震化促進計画の中で、道路に面する構造物等が避難時のときに支障とならないよう沿道の土地所有者や施設管理者に対して指導を行うという路線の指定がなされておまして、今後、新築なり増改築が行われる際には、耐震化の推進を図っていくことになろうと思えます。今後このような対策が進んでれば、避難路の指定となり、誘導看板なども設置することになってくるのではなかろうかなと、そのように思っております。現段階といたしましては、地震の際に避難する場合、広い道路を歩いて避難していただくよう自主防災会等で行われます訓練等を通じて注意を図っていかねばならないなど、そのようなことを思っておる次第でございます。

次に、避難所への移動する方法等の関係についてのお尋ねでございますけど、まず最初に、準備情報とか勧告、指示の方法でございますが、これにつきましては、自主的な避難とは、あくまで避難勧告とか指示が発令されるまでの早い段階での各自の判断による避難ということで解していただきたいと思えます。その場合、勧告や指示の場合には、当然、地域の代表者であります総代さんとか自主防災会長さんに電話とか口頭で伝えるなど個別対応が必要になってくると思いますが、地域全体として避難行動に移る必要が出てくるかと思っております。その場合の方法といたしましては、地震の場合には個別対応が大変困難でありますので、同報

無線が整備されている地区においては同報無線、またそのほかにおいては広報車とかホームページ、こういうようなことになろうかと思っております。

なお、避難勧告等を出す場合におきましては、あくまで県を經由いたしまして、テレビとかラジオ等のマスコミからの周知方法になると思います。ケーブルテレビの整備がされているところにおきましては、市の対策本部から直接クローバーTVの方に周知を依頼するということになろうかと思えます。

次に、避難所へ移動する方法等の確立がされていない中において、自治会長さんから地域住民への伝達方法の関係でございますけど、これにおきましては、地区によっては電話による連絡網を作成されているところとか、班長さんが班内を戸別訪問して行ったりとか、公園に集合したりしてメガホンで呼びかけるといった訓練を実施された自主防災会等もありましたけれども、市全体といたしましては、その組織がどこまで連絡網があるかというところは残念ながら把握していないというのが現状でございます。

また、3番目の住民の避難誘導並びに移送の方法の関係でございますけれども、マニュアルにつきましては、現在、災害時の要援護者避難支援プランの作成を進めているところでございまして、高齢者の方とか障害のある方等、自力で避難が難しい方についてどのように避難をしてもらうかとか、そういうようなことを中心に検討を重ねておるところでございまして、今年度じゅうにはおおむねのものができ上がってくる予定となっております。それができ上がってまいりますと、それぞれどのように要援護者の方たちの避難支援ができるか、また地域としてどのように避難することがよいのかというのが少しでも見えてくるかと思えますけれども、今の時点で先送りするわけでもございませぬけれども、その後の対応になってくるのではなかろうかなど、そういうようなことを考えておるところでございまして。

それから最後の関係につきましては、第1次避難所の指定についての見直しはできないものかというような関係でございまして。

この関係につきましては、防災マップの封筒にも書いてございますように、避難所におきましては第1次避難所、第2次避難所の区分をしておきまして、これは特に風水害の場合は、自主的に避難する方に対しまして54ヵ所を開設するという、すべてをやるということは人的とか電気等の関係もございまして無駄だということもございまして、私どもといたしましては、まず第一に第1次避難所ということでございまして、自主避難の場合におきましては先に市役所の方へ御連絡をいただきたいと存じます。議員が申されましたように、遠くまで歩くことが困難な方の対策といたしまして最寄りの避難所をとというようなことも考えます。その中で、ここの封筒の中にも書いてございますが、第1次避難所は開設をいたしますけれども、災害の状況というようなことから加味して、第1次避難所が開設が難しい場合におきましては、お互いに臨機応変のもとに第2次避難所を優先してあけるなり、そういうような対策もその場で対策を講じていくということになっておりますので、その点もあわせてよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○9番（村上守国君）

ありがとうございました。

御回答いただきましたけど、私どもの要するに質問の内容と少しずれがございますので、再質問を二、三させていただきたいと思います。

まず愛西市水道ビジョンの将来像について質問をさせていただくわけでございますけど、ただいまの答弁から、2件最初に市長さんにお尋ねをいたします。

一つ目でございますが、私たちが旧佐屋町時代にいただきました合併協議会の議事録によれば、水道事業は企業団に統合することに決定されているという理解をしておりましたが、統合ではなくて、永久に独立採算経営の選択肢もあるのかなということを、市長さんのお考えをひとつお尋ねいたします。

それから2点目でございますが、今回は愛西市水道ビジョンの策定ということでございます。これは、自治体が行政運営をする上において、国が期限つきで策定を指示しております。今回はこのような地域水道ビジョンの策定でございましたが、前回私が質問いたしました地域照明環境計画の策定等々は無視されておられました。私は、これらを策定することによって、市政運営の基本方針を市民の皆様方に知っていただく絶好の機会だと思っております。そんな中で、上級官庁の指示を無視いたしまして、全く要するにできていないと。これはただ単に怠慢なのか、つくる能力がないのかわかりませんが、このような行政事務処理でよいのか、考えをお聞かせください。市長さんにお尋ねします。

#### ○市長（八木忠男君）

村上議員の質問にお答えをいたします。

この水道事業に関しても、今までもそれぞれ御質問をいただいております。御指摘いただきました八開、佐織地区、そして海部南部水道というような、三つの事業体に今運営をしているわけでありまして。御指摘いただきました合併協議会の中でも、まず佐織、八開を統合に向かって、その後、海部南部水道との検討というようなことであったかと、そんなふうに記憶しているところであります。

八開、佐織の水道事業につきましては、担当者が申しあげました内容のとおりでありまして、佐織地区でも昨年度、料金改定、値上げを18%ほどさせていただいて、県水100%に近づくべく、これは海部南水、八開、すべてが県水100%でありますので、そうした考え方の中で進めてきているところであります。八開の浄水場の件についても、これも皆さん方にお示しをし、トータル3億7,000万円ほどですか、そんな3年計画の大きな事業の投資もしなくてはなりません。そうした流れの中で、もう少し時間をかけてこの統合、あるいは料金改定、そして海部南部水道との統合についても検討をしていかねばなりませんし、将来的には、当然、愛西市全体を思えば一本化が望ましいという考え方であるところであります。

また、水道ビジョン、これは平成20年度までに望ましいという国の指針であります。それぞれ担当や私が御説明申し上げますように、今、現実として愛西市の水道事業のあり方を見ますと、ただいま御報告申し上げましたような段階であるということでありまして、今具体的にさあビジョンはいつ何年までというようなものは持っておりませんが、お示ししましたよう

に、将来的にはそんな考えでおるということでございます。

#### ○9番（村上守国君）

合併協議会の会議録から判断して私がちょっと理解を先走っておったのかなという感じがいたしますけど、いわゆる当時の議事録から判断しますと、即とは言いませんが、近い将来、企業団に統合するんだというふうに私は理解しておりました。といいますのは、今の市長のお考えですと、速やかにということじゃなくて、いろんな愛西市の水道事業を精査しながら、いずれは統合するというような、選択肢の一つだということでしょうかね。

それと、私が先ほど、要するに国がいろいろな形の中で、自治体の方にこういう資料をつくりなさい、こういう計画を立てなさいというような形の中で、本来は行政として各市民の方々にそれぞれの自治体の事業指針を示すべきだというのが本来の僕は責務だと思っておりますが、そういう中で、国がいろいろな形の中で資料の策定、それから計画を練りなさいということ、愛西市の場合には、たまたま私が接する事業の中では進めておられないということは、これはいかななものかなという単純な疑問でございます。ですから、要は上級官庁からこのような資料をつくりなさいということは、無駄なものは一つもありません。特に身近な問題が多々あるわけでございますので、やはり積極的に僕は守るべきだと思います。それを幅広く市民の方に周知し、お願いをし、行政運営に携わっていくのが皆様方行政マンの仕事ではないのかなと思っております。

それと、次の質問に入るわけでございますけど、先ほどの答弁の中で、いろいろ要するに今後八開を中心とした浄水場の整備をどうのこうのとかいうようなお話をされました。それは私の考えますには、地域水道ビジョンの中で分析をしながら将来の水道事業のあり方等々を検討して、その中で施設整備、あるいは企業団と統合するというようなことを定めるべきではないかなと思う。ですから、策定順序が違うんじゃないの、そう思いますよ。要するに、地域水道ビジョンというのは、先ほど申し上げましたあらゆる項目の中で、現在の経営しております事業を率直に分析しながら将来の見通しをつくりなさいよというような、一つの指針をつくりなさいということでございますので、それがすべてこちらで整備しましてから、それから地域水道ビジョンをつくるというのは、僕は順序が違うような気がしますね。ですから、当然しっかりとそういう基礎を検討して、将来の愛西市の水道事業のあり方等を見きわめながら、指針をつくりながら、その中で僕は事業を運営すべきではないのかなと思っておりますが、もう一度お尋ねします、この点について。

#### ○市長（八木忠男君）

先ほど申し上げました八開浄水場の修繕も、昨年度、急に退職する前の担当職員から申し出があって過去の状況を聞いたわけでありまして、まさか3億7,000万円余の修繕が必要ということはさらさら考えていなかったわけでありまして、これは皆さん方にお示ししておりますように、やっていかねばなりません。そうした状況であります。さあそこへ今八開と佐織の統合を進める段階ではないということも御理解いただけたと思いますし、さあそれが料金、企業会計のあり方ということも、もう以前からこれも問われているわけでありまして、それが

今すぐ佐織との統合を考えられる状況ではありません。そうした八開浄水場の修繕を済ませた後という考え方でおります。御理解いただきたいと思ひますし、まだこれは南部水道との統合も具体的に南部企業団と折衝をしているわけではありませぬけれども、相手さんのあることでありますし、経費的な面、営業内容など、すり合わせも当然必要になってこようかと思ひますけれども、御指摘いただきました、大まかな私どものビジョン的なものも今後作成しつつ進めてまいりたいと思ひております。

#### ○9番（村上守国君）

事業を進める上においては当然順序というのがございまして、それに沿って満遍なく検討しつつ推進するというのは当然の話でございますけど、例えば今話をいたしました地域水道ビジョンの策定というのは平成16年度に国が示しているわけでございまして、それが、例えば八開浄水場が急に更新整備をしなければいけないというのは今さら始まったことじゃございませぬので、当然私はそういうようなビジョンの中で愛西市の水道はどのような形で進めていくんだというようなことを決めて、それから事業を推進すべきだと私は思ひております。ですから、今の段階において、要するに八開の浄水場の推進計画というのは、僕はちょっと勉強不足で、3年計画で更新をするんだというようなことはあまり存じていなかったわけでございまして、今、それぞれ企業会計の中で事務局としては一生懸命やっておっていただくわけでございまして、例えば平成19年度の水道事業の決算等を見ますと、確かに収益は1,700万ございまして。ただ、1,700万の収益を上げているんだけど、一般会計から繰り出金が2,400万あるわけですね。ですから、事業会計として独立採算制をとるのが本来の姿でありながら、一般会計から繰り入れてもらって、その中で何とか収益がありましたよということは我々にとっては理解できないわけですね。

ですから、例えば3年計画で更新事業を行いますよと。今、市長が3億7,000万円要するとかどうのこうのということをおっしゃるんですけど、その財源はどこから出てくるのか。ということは、僕の調べの中では水道事業の財源というのは底をついているような感じがいたしますけど、ですから、八開浄水場の更新計画の中の財源はどのような形を考えておられるのか、お尋ねいたします。

#### ○上下水道部長（飯田十志博君）

今の御質問の財源につきましては、起債等を考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○9番（村上守国君）

当然起債だろうと思ひますけど、要は、それぞれの水道事業の一銭でも収益を上げようという形はよく理解しておりますが、その中で、例えば19年度の決算等々を見ますと、例えば損益というのは1立方メートル当たり八開村はマイナス17円84銭、佐織浄水場は1円74銭なんですね。ですから、企業団はこの場合、13円11銭の純損益を上げているわけですね。純損益をこのような形でやっている中で、八開はマイナス18円弱の結果が出ているわけですね。こういうことは、いずれは愛西市一円において同じような販売単価を設定しますよといいながら、要は

事業会計でございますので、いち早く改善をしないことには、このような更新計画そのものが僕はなかなか理解できないような気がいたしますね。そういう点についてはどうですか。それなりの方針があって、いわゆる要するに3年計画で借金をして改善するんだということについては、何か企業努力的なものを持ってみえるのか、ひとつお尋ねいたします。

#### ○上下水道部長（飯田十志博君）

大変申しわけございません。先ほど市長もお答えしましたように、突然降ってわいた修理でございますので、今のところ特別考えはございません。

#### ○9番（村上守国君）

いわゆるマイナスの説明そのものは僕らは聞く必要ありませんので、要は前向きな、いわゆる足で稼いだような内容の答弁、それから姿勢というのを示していただかないと、いや、これは降ってわいたような話でございますのでどうしようもありませんわということでは、行政マンとしては務まりません。ですから、やはり部長が一人でお仕事をやるんじゃないわけだから、組織で仕事をやっているんだから、どのような現状で、要するにどういう形で運営されているかということは絶えずヒアリングしながら、ミーティングしながら事を進めていただかないといけませんわな。

それと、八開地区については、一般会計、あるいは借金をして3年間で改善をしていくんだというようなことですが、一度、3年計画なら3年計画で結構でございますが、その計画書的なものを私どもにひとつお示しをいただきたいと思っております。

それと一つ、細かい話でございますが、水道事業の関係で、新しい方が地区内にお住まいですと、当然加入をされますと、量水器の取り付け、いわゆるメーターの取り付け等々は当然必要とします。これは法的にも8年に1回ずつ更新をしなければいけないと思っております。量水器については一般家庭用では13ミリが普通でございますが、ほかは20、25、40、50とかいろいろございますが、この量水器の購入方法は愛西市の場合はどういう形でやっておられますか。例えば年間単価契約で単価を決めるとか、必要の都度、要するにその都度随契なり入札をしておるとか、いろいろな方法があるかと思いますが、どういう形で購入し、単価の設定をしておられるか。例えばモデル的に13ミリで結構でございますが、教えていただけませんか。

〔発言する者あり〕

まあ、部長さんは資料をお持ちでないような感じがいたしますので、私の方から。ただ、これはどういう形で購入しておられるかということにはわかりませんが、一つは、愛西市の水道事業の購入単価が非常に高いわけですね、他に比べて。例えばこの資料によりますと、2,635円が13ミリの量水器の購入単価であります。例えばこれが南部の企業団ですと1,700円、津島市の場合は2,090円、七宝町の場合は1,740円、美和町の場合は2,120円、蟹江町の場合は1,890円ということでございます。ですから、極端な言い方をすれば、すべて20なり25、40、それぞれの品種においても愛西市水道事業の量水器の購入単価が非常に高いわけですね。ですから、これはどういう形で、入札なり随契なり、要するに求めておられるのか、ちょっと確認したかったわけです。

それとあわせて、この量水器の流れといたしまして、当然、水道事業者である愛西市が購入いたしまして、それを工事屋さんに依頼をいたしまして、それぞれの屋内工事で完了したときに物を提供してあと完了ということだと思いますけど、そのときに当然工事費が伴うわけですね。工事費が伴うわけですが、その工事費はどのような形でやってみえるのか、お尋ねしたいんですけど。

○上下水道部長（飯田十志博君）

見積もりだそうでございますので、よろしく願いいたします。

○9番（村上守国君）

もう時間がちょっと来てしまいましたので、今、見積もりというのはちょっと、要するに見積もりというのは、そうすると工事単価、要するに工事をやっていただく時の見積額は決まっていないわけですか。要は、その都度見積もるわけ。年間の見積単価じゃないの、これは。もういいです、はい、わかりました。とりあえずこれは一つ宿題にしておきますので、ただ、他の水道事業と比較いたしまして随分個々の単価が違いますので、どのような形で契約行為をしておみえになるのか、ひとつ検討してください。

それと、あくまでも水道事業は企業会計だということを、事業会計だということを頭に置いて、そんな一般会計からどうのこうのとか、お金を借りるんだとか、そういうような資金の裏づけそのものは、僕はしっかりとした基礎をつくって事業を推進していただきたいと思います。

○上水道課長（八木恒夫君）

メーター器の購入の件ですが、見積もりで、業者から1個当たりの単価ということで見積もりをとっております。それで、単価の違いですが、当然、購入量の違いによるものだとということで、愛西市の場合、年間の加入申し込みの相当分ということで数量を設定してやっておりますので、それぞれ各水道事業で単価の違いがあるかと思えます。

○9番（村上守国君）

数量が少ないから単価が高くつくという、それはちょっと考え違いだと思いますよ。ですから、やり方一つによっては、例えば随契か見積もり競争か何か知りませんが、いわゆる南部水道の企業団と話し合って、南部水道の落札の業者に対して例えばこれを面倒見てくれとか、いろんなやり方が幾らでもあるんですね。ですから、腐るものじゃないもんですから、一つ一つ見積もるんじゃなくて、ある程度予備を抱えておくとか、そういうことをして、もう少し公費の執行についてよく検討してやってもらいたいなと思っております。

次にちょっと質問を変えさせていただきます。

災害時の避難対策につきまして、先ほどお答えをいただきました。これは赤本に基づいて私は計画がスムーズに実施されていないんじゃないかと、実践されていないんじゃないかということ質問しているわけでございます。ですから、要は我々はその赤本によって、住民の方は災害が発生した場合にはどのような形で避難するなり行動するかというのが我々の一番肝心なことでございます。ですから、例えば避難路がまだ設定してありません、これは既に施行されました二、三年たっているわけでございますので、通学路と同じだと思いますよ。ですから、要す

るに事務局の方が地域の代表者、総代さんとひざを交えながら、例えばこの地区においては、例えば永和中学校へ避難する場合にどのような道をたどったらいいかということはよくわかるわけでございます。ですから、それは早急にひとつ検討していただきたいということと、それから、模範的なマニュアルをつくってくださいということなんですね。ですから、先ほど避難に困難な方のどうのこうのというようなことがございました。それも大切かもしれませんが、要は地域ぐるみでの行動をすべきだと私は思っておりますので、それを、例えば災害対策本部から自治会長に連絡を受けてから、勧告を受けてからどのような形で所定の避難所へ避難するかということ、やはり僕はそこの全地域の住民の方が頭の中に置いて日常生活をすべきだと思っておりますので、ですから、こんなことは難しいことじゃないんです。ですから、要は一つのモデル的な模範的なマニュアルをつくっていただいて、要するに各地域の実情に合わせてマニュアルをつくるということでございます。

それと一つは、我々の言い方をすれば、避難所の運営方法に関する、例えば避難所マニュアルということも必要ではないのかなと。要するに、市の職員がすべて避難所の対応をするということとはあり得ないわけです。だから、地域の住民、あるいはボランティアの方、いろんな方たちが入りまじって避難所の運営をするということでございますので、そういうようなことを、身近な問題からひとつ手がけてもらいたい。早急に完成してもらいたいなと思っております。ですから、赤本は立派にできております。我々の見る限り、すばらしいものがあります。ただ、その中身が、実践が全然至っておりません。ですから、早急にひとつやっただけませんか。

それと、先ほどの第1次避難所であります永和中学校の場合でも、それは避難所としては指定はよろしいかと思いますが、果たして災害が発生した場合、避難命令が出た場合に、そこが対応し切れるかと、避難所として我々が使い切れるかということを行っているわけですね。ですから、現状はよく見ていただければわかりますけど、永和中学校の場合には、避難所としては適さない地区に建っているわけですね。周囲の状況もよくないわけですから、そこを何とか市民の安全を考えた場合には考える要素がないのかなというのが私の質問の内容でございますので、すべての公の施設が避難所ということはよく理解しておりますが、やはり市民の方が安全に避難をしていただける場所として行政が提供できるというのが第一だと思いますよ。ですから、そこはやっぱり適材適所ではございませんけど、要するに現地をよく確認しながら、一番大事な施設でございますので、指定等々をお願いしたいなと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて9番議員の質問を終わります。

ここで少し休憩をとります。再開は2時35分から再開いたしますので、よろしくお願ひします。

午後2時27分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位4番の13番・近藤健一議員の質問を許可いたします。

### ○13番（近藤健一君）

議長の許しを得、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、勝幡駅前開発についてと、旧佐織地区の防災無線の活用についての2点で行います。最初、勝幡駅前開発について。

この質問は前にも行いました。今は、階段を使い、北の改札口しか使えません。駅前開発ができると、南にも改札口ができます。南口の改札は、老人、子供、障害者などはすぐ改札でき、一日も早くできることを望んでいるので質問いたします。

今、駅の線路の北側、南側と家が逐次壊され、そして整備されております。また、畑なども一部はことし末までということ聞いております。3年ぐらいを目標に土地を取得したいと聞いておりますが、8月末までの状況をお聞かせください。

また、今後の土地取得の予定、そして勝幡駅前開発の開発予定の概略をわかる限り教えてください。

そしてまた、問題になっている点はないか、また問題が出てきたとき計画の変更等はないかをお聞きいたします。

2点目に、旧佐織地区の防災無線の活用でございます。

今は、6時45分、11時45分、4時45分の3回放送があります。現在放送されていることは、市の行事、旧佐織町の建物火災、警報などでございます。残りは音楽が流れて終わる状態でございます。

今、愛西市内でも空き巣、痴漢、ひったくり等犯罪が多発しております。ある地域では、数軒の家が、かぎのところを少し切り、かぎをあけるやり方で軒並み泥棒に入られました。また、少し離れたところでは二、三軒も入られております。またあるところでは、朝方に入れ、財布をとられたと聞いております。このようなプロ的な犯罪が起きております。また、7月の時点で、このときに、私は聞きましたときに、総務課へ行き、総務部長のところ、こういう問題があるから何とか防災無線で啓発を促せませんかということで役所の方へお尋ねしました。総務部長と副市長の前で、せっかく防災無線があるんだから、起きたときに何とかすぐに放送できないかということで相談に行きました。それから3日ぐらいはその報道をしていただきました。また、女子学生のところ、不審者が出て、学校には連絡が行き、一斉下校しているようです。このような犯罪があっても、私たちの耳に入ってくるのは数日か月を過ぎてからしかわかりません。このような事件が発生したときは、防災無線を利用し、市民に聞いてもらい、一人でも多くの目をもって守るべきではないでしょうか。

旧佐織町のこの充実した防災無線が十分に活用されていないのではないかと考えております。今、音楽のみで終わるのは90%ぐらいじゃないかと考えております。ある人は音楽のみだから放送を切る、ある人は音を小さくしているなどと聞きます。もしものことがあっても役に立たない状態になりかねません。もっと身近な行事、事件を放送することにより、この防災無線機を

活用できるのではないかと考えております。

この防災無線はどのくらい細かく地域を放送できるか、また市としてどのくらいの地域までは可能か、その放送する資料をどのようにしてそろえられるかをお教えてください。

壇上での質問を終わらせていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方から、勝幡駅前開発についてという項目で2点ほどお聞きでございますが、それについてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、進捗状況の御質問かと思いますが、それにつきましては、8月末現在で契約の状況で申し上げますと、土地につきましては58筆中33筆契約済みという形をとることができました。建物等の補償につきましては26件中15件、それから借家人補償ということで、借家にお住まいの方への補償でございますが、これにつきましては17件のうち16件を契約させていただくことができました。この件数の関係、先ほど申し上げたものすべてを全体件数分母として進捗状況の率を申し上げますと、おおむね63%ほどが契約済みというような状況になろうかと思っております。

それと2点目でございますが、土地買収、それから建物等の補償につきましては平成21年ごろまでに完成をしたいというような目標でおります。また、大きな問題はないかというような御質問でございますが、現在のところ問題になるというような問題についてはないと思っております。今後も引き続き誠意を持って未契約の方々と交渉を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、計画の変更についてもお聞きでございますが、今のところこういったものはございません。よろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、防災無線についてお答えをさせていただきますけれど、先ほど議員が壇上から申されておりますとおり、1日3回の放送を行っております。

現在の状況でございますが、利用する場合におきましては、関係部署並びにコミュニティー等の関係団体から申請書類によりまして依頼を受けた後に、無線管理者の判断により実施の有無を決めております。

放送の内容でございますけれども、コミュニティーごとでも放送が可能となっております、各コミュニティー行事での参加案内なども1日3回の放送の中で録音をあらかじめ行って定時放送をしておりますし、また天候等で行事が急に中止となった場合、これは事前に申請のときに中止のときも流してほしいというものをつけ加えていただいておりますけれども、その時点で、決行が決定された場合には、そのときに改めて、今度は口頭でよろしいですから、宿日直者へ連絡をしていただければ対応して放送をしております。もちろん市の行事等で周知が必要と思われるものにおきましては地区全体を流しております。

次に、佐織地区で火災が発生した場合の関係でございますけれど、消防本部から直接、火災情報が遠隔制御装置によりまして佐織地区全体に流れることになっております。先ほど議員が

ある事件のことを言われましたけれども、私どもといたしまして、住民の皆様には周知しなければならぬ情報とか、また注意を促すような情報があれば、お互いに知らせる範囲内において行っておりますし、今後も進めていきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

**○13番（近藤健一君）**

ありがとうございます。

それでは続いて、逐次再質問をしてみたいです。

我々聞いていて今問題になる点が一、二件あるように聞いておりますが、そのようなことは今あるのでしょうか。家の立ち退きに対して問題にどうか、ちょっと難しいということが少し聞いたことがございますが、その点について伺います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

どの辺までを問題ありととらえるかということが、これはお互いの認識の中で違いがあろうかと思いますが、現在その地において住居を構え生活しておみえになる方を、そこを申しわけございませぬとおのきくださいと言う以上は、移りかわっていただく土地の取得、それから建築の計画、そういったことはもちろんでございますが、費用の関係もいろいろございます。私ども職員が相手方の方へ伺いまして、そうかそうか、よう来てちょうたと、すぐ判こを押すと、こういうようなことはまずもってございませぬので、いずれにしましても、相手方の方に十分御理解をいただいた上で捺印、御契約をいただくということで、粘り強く交渉してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**○13番（近藤健一君）**

それじゃあ大体、何とかこの3年を目安に土地取得は可能と考えて結構だと思いますか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

1回目の御答弁で目標を申し上げたわけなんですけど、こういったことは相手があつての交渉事でございますので、私どもとしてはでき得る限りその目標を達成できるように努力はしてまいりますけれども、何分にも相手のあることですので必ずその年までにとは申し上げられませんが、そういった目標に向けての努力はさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

**○13番（近藤健一君）**

よろしくその点はお願ひいたします。

また、計画などで、今図面ではたしか南側の改札の方にトイレがなかったですね。だから、この辺のトイレの設置ということも何とか変更の中へ入れていただけないか、ちょっとそこもお伺ひいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

詳細につきましては、もう少しお時間をいただいた上で、そういったこともまた議会の方へ御報告方、御相談をかけたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**○13番（近藤健一君）**

この事業も、もう一遍ちょっと確認のためですけど、総事業費は約20億で間違いなかったですか、お聞きします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

ちょっと間違いはないですかと言われますと、先ほど申し上げましたように、まだきちんとした設計書ができておりませんが、一応おおむね20億という事業費を想定いたしております。

**○13番（近藤健一君）**

ありがとうございます。

勝幡駅前開発についてはそのぐらいで、よろしく願いいたします。

次に防災無線の方でございますが、今、旧佐織町におきましては、全世帯無償で個別無線機、そして外のマイクが各コミュニティー、プラス古瀬公園、佐織支所、それからもう1カ所、3カ所あります。これは今どのくらい細かく、私が聞いているのはかなり細かく放送できるという可能性を聞いておりますが、その点についてまだ返答がございませんでしたので、ちょっとお願いいたします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

失礼いたしました。細かくというようなことでございまして、答弁を漏らして申しわけございませんでした。

個別受信といたしましては、30分程度の放送は可能であるということは聞いておりますが、合併後におきましてはコミュニティー単位と全体との2種類に絞って放送を行っておるとというのが現状でございますので、よろしく願いいたします。

**○13番（近藤健一君）**

ありがとうございます。

今、コミュニティー単位で放送が可能ということでございますが、現在、流れてくることにおいて、コミュニティーでの行事があまり流れることが少のうございます。この点について、コミュニティー推進協議会というものが立ち上がっておると思いますが、そういうところでお話などはきちんとされておりますか、お伺いします。

**○企画部長（石原 光君）**

コミュニティーの行事の放送の関係でございますけれども、五つのコミュニティーの協議会があるわけでございます。それぞれ一応行事については計画をされております。それで、放送につきましては、それぞれのコミュニティー協議会の判断において適宜その放送がされておると。現状もそうでございますけれども、推進協議会が立ち上がった中で、そういったような運用がされているというふうに理解しております。

**○13番（近藤健一君）**

ありがとうございます。

ちょっと古い話でございますが、あんまり言いたくないんですけど、2年ぐらい前、旧佐織町内において強姦か強姦未遂がございました。住民から、その場所に防犯灯をつけてほしい、広報などで啓発活動できないかという意見を聞きました。また、その犯人が六輪駅の付近で見

たことがあるということを知り、事実確認のために佐織交番へ行き確認をとりましたところ、その事件は受け付けていないと。また、その後も津島署の方へも行き確認をいたしました、そういう事件は受け付けていないという返事でした。また市にも聞きましたけど、聞いていないという返事でした。その後の話で、その地区の駐在員の方から、防犯灯を市に話をし、早急につけてもらったという返事をいただきました。ということは、市が完全に知っていると思っております。こういう場合、犯罪は警察と行政と住民によって防げるものだと思います。こういう周知をどのようにされているか、ちょっとお聞きいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今議員が申されましたように、犯罪等の発生した場合の放送ということだと思いますけれども、私どもといたしましては、警察の方からの情報というのはほとんど入ってこないというのが現状でございます。情報をいただけるのは、近藤議員さんのような議員さんとか、また地元の代表者の方等の情報でございます。そういうような中におきまして、御親切に提供していただいているわけではございますが、それが果たして本当か本当でないか、表現的には悪い言い方ではございますが、事実確認を行わなければ公に流すことはちょっと無理です。そういうようなことからして、私どもそういう情報がいただければ、確認を行った後に、いいか悪いかを判断して放送をいたします。といいますのは、私どもといたしましては、以前、虚偽の放送をしたとか、また犯人の目星がついていて、それをやると放送することによってまずいというようなことも警察さんの方から聞いたこともございますので、公放送をするには慎重な態勢にならざるを得ないと、そういうようなことで御理解がいただきたいと存じます。あくまで緊急性を有するものであれば、再発防止も含めまして、確認がとれ次第、対応をさせていただきたく思っております。よろしくどうぞ。

#### ○13番（近藤健一君）

今みたいに言われるんですけど、私が愛西市の議員として交番なり津島署も全部こういう啓発活動をしたいために事実確認を言っても、それが無いと。それであって、地元駐在員が市の方へ申し出て防犯灯をそこへつけて、現実、ついております。こういう状態であれば、間違いなくあったんじゃないかという、事実がね。そういう場合に、被害者の保護のため、期日を変えるなり、何らかの格好で啓発活動ができないかということをおっしゃりたいのでございます。ずばり言って、その被害者に迷惑をかけることは、これは絶対できないことだと思っております。だけど、こうやって六輪の駅にそのときでもその犯人がいたということも聞いておりますから、私は次の再発防止のために確認をしても、その返答が余りにもそっけない返事だ。であって、現実に街路灯がつくというのはおかしなもんだと私は思っておりますので、ですから今後、総務課から今警察のOBの方が来てみえますよね、この方に週に1回なら1回警察の方へ、軽犯罪なんかは流れてきませんから、尋ねていただきまして、その情報を得て広報等で流していただきたいという気持ちをもって今質問させてもらっております。また、地元の身近な事件とか行事があることによって、防災無線を身近に考えるといいですか、先ほど言いましたように、電源を切ったり、音を小さくするという事はなくなると思っておりますので、このよう

なことをお願い申し上げます。

そして、立田地区には同報無線がございます。同じように愛西市でございます。そちらの方にも、私の聞いているところによりますと、立田地区でもそうやって、学生がかばんをとられ、数キロ離れたところへほかってあったという情報も得ております。だから、そういうあるものをきちんと使ってほしいという気持ちでございます。また、佐屋、八開に対しても何らかのそういう組織的に啓発できることを考えていただきたいという考えをもって今質問させていただいております。どうかよろしくお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて13番議員の質問を終わります。

次に、通告順位5番の6番・榎本雅夫議員の質問を許します。

○6番（榎本雅夫君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、出前講座についてと、介護保険料の所得段階区分についての2項目を質問させていただきます。

最初に、出前講座について質問いたします。

合併してから約3年半が経過いたしました。市民に対する行政情報は、広報とか、いろいろな機会を通じて提供されておると理解しております。今後も市民と行政が一体となってまちづくりを進めていくことが必要不可欠でございます。行政は、市民にとってわかりにくいさまざまなことに十分理解をしてもらい、市民のニーズや考え方を把握していく努力が必要であると思えます。市民の皆さんが、ここが知りたい、聞きたい、学びたいということに、行政が各地の要請されるところに出向いて行って直接対話する機会を多く持つてはどうかと考えます。

出前講座は、職員の専門的知識を生かした講座を設けることで、市民の多様な学習講座に応じることができ、職員の意識改革にもつながると考えます。またその効果は、行政への信頼感が生まれやすい、住民の学習機会がふえる、また住民参画の動機づけになるのではないかと考えます。出前講座を実施している市町を調べてみますと、運営形態やメニューの講座の数はさまざまですが、担当課別に内容を決め、講座一覧表をつくっております。場所については、市内の公共施設を使用し、希望者が手配する。受講対象人数については10人以上が多く、講義時間は60分ぐらいが比較的多く取り組んでおります。合併前の佐織町においては、ふれあい出前講座を行ってございました。愛西市になっても取り組んではどうかと考えます。

そこで、3点についてお伺いします。

まず出前講座についての考え方について、2番目としまして、合併してから今日までどのような説明会みたいな講座を行ってきたのか、内容と状況、具体的に実施した回数やら、どのような意見があったとか、効果についてお伺いしたいと思います。3番目として、今後、講座メニューをつくって取り組んではどうかと考えます。

次に2項目めの質問といたしまして、介護保険料について質問いたします。

愛西市第3期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の中におきまして、高齢者人口の推計では、愛西市、平成26年度の人口を約6万5,700人と、高齢化比率26.6%と想定しております。

合併したときは、平成17年度は約19%、18年度は20%、19年度は21%と、年々高くなってきております。このような高齢化が進む中、介護を必要とする高齢者が増加している現状でございます。

高齢者の方が安心して介護サービスを受けることができるように社会全体で支えていこうという介護保険制度が平成12年4月に導入されまして、約8年半が経過したところであります。平成18年4月には介護保険法改正で地域支援事業が創設され、また予防重視型システムへと転換されて、介護予防の充実が図られているところであります。

愛西市の19年度の介護保険給付費は、居宅、在宅サービスでありますけど、3万2,639件で11億8,613万7,650円、施設サービスにしましては5,033件で12億8,663万9,645円であります。地域密着サービスにしましては459件で1億619万4,605円であります。また、介護予防サービスの介護給付費でありますけれども、居宅サービスは4,555件で8,005万7,128円あります。

来年、21年度は介護事業計画、これは3年ごとに見直しが定められておりますけれども、それは3年間の介護給付費の推計に基づいて額を決定されて介護保険料が決まることになっておりますけれども、本市におきます介護保険料、65歳以上の方ですけれども、基準保険料は月額3,850円、年額4万6,200円あります。介護保険料はサービスの基準の内容や量によって設定されるものでありますから、当然、サービスを利用する方が増加すれば、それに伴って保険料がふえるのもある程度仕方がないことだと理解しております。

そういう中でも、低所得者の方において、負担軽減について対応していただきたいと思っております。19年度の介護保険料収納状況99.15%ですが、普通徴収については未収額が594万5,300円で92.22%であります。また、不納欠損額は309万5,500円という現状であります。滞納している方の中には、生活が困窮している、払いたくても払えない方もおられると思っております。そういう中で、低所得者の負担を軽減することで、所得段階区分を現在の6段階から細分化して、7段階、あるいは8段階にふやしてはどうかと考えます。

全国でこの段階別、10段階の保険料を設定している保険者は全国で5カ所、5市あるんですが、そういう中で、下関市では第3期介護保険料については、より細かく所得段階を設定しまして、細分化することで低所得者の負担軽減を図ることにより、住民サービスの向上にもつながるというふうに考えてやっているそうでございます。愛知県におきましても二つの市、これは名古屋と津島ですけれども、あと七つの市が7段階に設定しております。半田とか刈谷、安城、蒲郡、犬山、江南、岩倉の市でございます。

そこで、4点お伺いしたいと思います。

一つ目としまして、来年、21年度からの介護保険料の事業計画の見込みについてお伺いします。2点目としまして、第1段階から第6段階の人数、3番目として、各所得段階別の収納率、最後に、来年の見直し、今されていると思っておりますけれども、今の段階、6段階から一つ二つふやしていただいて、所得の低い方の負担に対応できるような取り組みをしてはどうかとお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席からお尋ねしたいと思いますので、よろ

しくお願いをします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

私の方からは、出前講座について3点御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、御答弁をさせていただく前に、出前講座についての私どもの考え方について述べさせていただきます。

出前講座につきましては、市民の皆さんが知りたいこととか、また聞きたいこと、それを市が示します講座メニューから選んでいただきまして、市の職員が講師となって、市民の皆さんのところへ出向きまして市の行政内容などを身近にお話をする、市民の方と行政が一体となったまちづくりを進めていくものだというふうに理解をいたしております。

最初に、出前講座についての考え方でございますけれども、皆さんが市政などについてわからないことなどを市の職員が地域の公共施設などにお伺いをして身近にわかりやすくお話をさせていただくということは、市民と行政が一体となったまちづくりをしていく上で大変必要なことであると思っておりますし、市政の取り組みなどをよりよく理解していただく上で大変いい方法だと思っております。またあわせまして、職員の研修の場ともなりまして、その現場での経験というのは職員の意識改革にもつながるということで感じております。

次に2点目の、今日までどのような講座を行ってきたかというお尋ねでございますけれども、合併後におきましては、市側から市民の方への情報提供といたしまして、工事とか事業説明会を開催してきております。地元説明会におきましては、平成17年度は21回、18年度は34回、19年度は22回、平成20年度、8月末でございますが、4回行ってきております。事務事業を円滑に進めていくための説明会でございます。

また、自主防災会とかコミュニティ単位での防災訓練におきましても、消化器の取り扱いとか応急措置、またパワーポイントを使用しての地震等に備えた講習会も行ってきております。消防署におきましては救命講習を行っておりまして、平成17年度には87回、18年度は104回、19年度は75回、20年度は56回実施をしてきております。また、自主防災訓練に消防署の職員が指導に出る場合もあるわけでございますが、17年度には61回、18年度は69回、19年度は72回、20年は34回出向いていっております。またそのほかに、保健部とか福祉部におきましては平成18年度から老人クラブさん等を対象に講座を実施いたしておりまして、ちなみに18年度におきましては10回、平成19年度におきましては10回、20年度は8回開催をしてきております。

3点目の今後の取り組みの状況でございますけれども、市民の方の御要望等は多岐にわたるとは思いますが、各担当課に開催可能な講座の内容についての検討や確認をした上で、また他市の状況等も参考にしながら、前向きに、講座メニューの準備作業が整い次第、開設してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

私の方からは以上です。よろしく申し上げます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

それでは、介護保険料のお尋ねにつきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、21年度から介護保険料の事業計画と見込みについてはというところでございますが、現在、平成21年度から23年度までの保険料を算定するに当たりまして、介護サービス等の見込み量を推計している段階でございます。そういうところで、まだ現状では出ておりませんので、よろしく願いいたします。

それから2番目の、第1段階から第6段階の人数でございますが、19年度末で申し上げたいと思います。第1段階が79名、第2段階が1,222名、第3段階が734名、第4段階が5,940名、第5段階が4,265名、第6段階が2,212名となっております。

それから3点目の各所得段階別の収納率でございますが、19年度分に賦課されました現年度分でございますが、第1段階が96.7%、第2段階が97.8%、第3段階が98.8%、第4段階が99.4%、第5段階が98.9%、第6段階が99.3%となっております。

続きまして4点目の、来年の見直しに所得段階区分を6段階からふやし、7段階か8段階の区分にして所得の低い人の負担に対応する取り組みをしてはどうかというお尋ねでございますが、保険料が高くなってきますと、所得が少し変わることによって大きく介護保険料が変わるということになります。したがって、こういった多段階の要望が出てくるということは私どもも十分承知はしておるところでございます。ところが、先ほども段階別の人数を申し上げさせていただきましたが、低所得者といいますか、第1段階、第2段階、そういった方々の人数が課税されている方々に比べて随分多いわけございまして、そういった方々の負担がその課税される方々に対して大きな負担になりはしないかと、そういった問題があると思っております。したがって、基本的な保険料のアップ率もありますし、そういった個々の階層別のアップ率もありますので、その辺のバランスをよく見ながら今後検討していきたいと、そんなふうに思っております。また、この計画につきましては策定委員会等もございまして、そちらの方の委員会の中でも十分御議論をいただきまして進めていきたいと、そんなことを思っております。以上でございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

答弁ありがとうございます。

一、二点再質問をさせていただきたいと思っております。

出前講座については、今部長の方から前向きにいきたいという答弁でありました。本当に、先ほどの合併してからの、出前講座ではないけれども、いろんな説明会等で何回か市の方から市民に対して行われたと。内容を聞きますと、やっぱり自主防災とか、あるいは消防署からのそういった講習、あるいは保健福祉、18年度からは老人クラブを対象とした講座ということであります。ですから、すぐには、いずれにしても一気にたくさんの項目で職員がすぐ行ってというふうじゃなくて、一つだけ確認をさせていただきたいんですが、今、前向きにということでもありますけれども、考え方として、今、課が幾つもあるんですけれども、今までの過去にいろんなテーマというのがありましたけれども、それ以外に考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

講座のメニューとかテーマの関係でございますけれど、今私どもが行っておるのは、福祉とか保健部の方でもやっているほかに、各先進地の市町等の講座のメニュー等も参考にしながら、また私どもの準備が可能なものから順次始めていきたいと。初めから大盤振る舞いにとこのような考えはなく、地道にやっていきたいと、このように考えております。

#### ○6番（榎本雅夫君）

今言われましたけれども、やっぱり市民の皆さんの方は、例えばこういった講座メニューがあると、このことを聞きたいなというときに、そういったのを見れば、市役所から職員の方が説明に来てくれるという、お願いしやすいということもありますので、ぜひ具体的に、前向きにということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、介護保険料についての再質問ですけれども、いろんな答弁をいただきましたけれども、収納率も全体で99.15%ということですけど、これは特別徴収は引かれるわけですので、普通徴収に関しては、資料を見ますと第2段階が83.63%、第3段階が79.20%、第5段階が89.77%、90%を切るような状況で、普通徴収に関しましては92.22%でありますので、その辺のところの対応というか、対策もお願ひしたいと思ひます。

それで、21年度、第4期の介護保険料についてはまだ決定していないということで、今後も介護保険事業の策定委員会の中で検討していくということでもありますけれども、策定委員会の方は何回ぐらい今後行われる、わかる範囲でよろしいんですが、予定しているのか、お聞かせください。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

既に過去に1回開催をさせていただきましたが、今後、2回目を来月開催をしていく方向で今準備をしております。その後、必要に応じて、国等のいろんな資料等の提供等もありますので、そういったことを眺めながら随時それ以後は開催していきたいと、そんなことを思っております。

#### ○6番（榎本雅夫君）

先ほど部長の答弁の中で、なかなか全体でしますので、介護保険料、低所得者の方の人数が少ないからなかなか難しいという話でございました。他市の7段階、8段階を見ますと、愛西市の場合、第6段階が200万円以上であるんですけども、ほかのところを見ると200万円以上から400万円あるいは500万円、それから500万円以上というところもなっておりますので、確かに全体でやっていくわけでございますのでなかなか厳しいかと思ひますが、もう一度また、時間がございますので、当然何回か検討される中で、そういったところも細分化していただきたいと思ひます。

いずれにしても、来年以降にそういったサービス量が確定して、また介護報酬、介護保険料が決定されるということでもありますけれども、所得が少なくて厳しい状況に置かれている高齢者の皆様が少しでも負担が軽減できるような取り組みをしていただきたいと思います。

最後に部長に、何回もくどいですがけれども、一度またそういった策定委員会にこういった提案をしていただけるかどうかを聞きまして、質問を終わりたいと思ひます。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほども少し触れさせていただきましたが、本当に所得が少し違うだけで階層が変わるということで、しかもこれは保険料が高くなれば高くなるほどそういった差が大きくなるわけでございまして、そういった意味からも多段階制の必要性ということは私どもも十分認識をさせていただいております。そういうこともあります。ただ、先ほど低所得者の人数が少ないというふうに榎本議員はおっしゃられましたが、低所得者、要は課税される所得のある人の方が少ないものですから、低所得者の人の方を例えば仮に100円値下げをしても、所得のある人の方には200円、300円となつてはね返ってくるという、そういったまたバランスといえますか、負担感が大きくなるということも考慮しなければならないと。改正されたことによりまして以前に比べて2倍になったとか3倍になったとかということになりますと、やはり幾ら所得のある方でも負担感は拭えないというふうに考えますので、その辺のことも考慮しながら十分検討させていただきたいと、そんなことを思っております。以上でございます。

### ○議長（加賀 博君）

これにて6番議員の質問を終わります。

ここで10分間ほど休憩をとりたいと思います。再開は3時35分、よろしく申し上げます。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位6番の14番・小沢照子議員の質問を許可いたします。

### ○14番（小沢照子君）

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大項目1点目の携帯電話のメール配信についてと、2点目、教育行政についてを質問させていただきます。

最初に、携帯電話のメール配信についてでございます。

現在、愛西市の情報発信・伝達の方法は、ホームページや広報紙、そして、全域ではありませんが、同報無線などがあります。近年、携帯電話の大幅な普及に伴い、多くの市民の皆さんが携帯電話を持っておられますので、その携帯電話にメール配信することにより、迅速で確実な情報伝達が可能となります。緊急性を要するものとして、広報緊急情報、気象情報、地震情報、災害情報、防犯情報、食中毒警報、光化学スモッグ警報などがあり、また平常時におきましても、行政情報、イベント情報などの多様な情報発信・伝達にメール配信をと考えますが、市長の御所見をお聞かせください。

また、このメール一斉配信は登録制を採用している自治体が多く、その際、サービスを受ける市民が取得したい情報だけを選択して配信を受けることができ、途中からでも中止することができるといった利点がありますが、先進の自治体の状況をお聞かせください。

そして、メール一斉配信実施の場合の予算について、設置初年度予算と毎年の維持費はどれくらいかかるのか、お伺いをいたします。

次に、大項目2点目の教育行政について質問をさせていただきます。

まず教育行政における学校支援ボランティア事業の推進についてでございます。

文部科学省は、2008年度より、学校教員の負担軽減を図り、教員が子供と向き合う時間の拡充のため、各地で地域住民による学校支援活動を促進し、地域ぐるみの子供の教育の推進や、地域の教育力の向上などを図る取り組みとして、学校地域支援事業をスタートさせました。全国に学校支援地域本部を設置し、学校支援員の育成や、学校のニーズに応じた多様な人材の確保、人材派遣の円滑化、NPOによる学校支援など、人材派遣システムの整備のための研究・調査を実施しているところですが、既に革新的な取り組みで話題を呼んでいる先進的な自治体も幾つかございます。

ある自治体の支援事業には、学校の環境整備支援と学校の教育活動支援があり、環境整備支援の内容といたしましては、校舎等の補修、窓ガラス清掃、草刈り、花壇づくり、植木の剪定、図書整理、教材教具作成など、また教育活動支援といたしましては、教科指導の補助、これは体験談や特殊技能教授、読書指導などでございます。学校行事、クラブ活動の指導、内容は、講話、実践、校外学習指導、生け花指導、楽器演奏、各種スポーツ指導などでございます。総合的な学習の指導、生徒指導、相談活動等の補助も行っております。

学校ボランティア支援活動は、自治体の積極的な取り組みが必要であり、学校支援教育行政の中で適切に位置づけて活用することが求められております。本市の対応をお伺いいたします。

次に、学校給食における食育、地産地消の推進についてでございます。

2005年6月、食育の理念と方向性を示した食育基本法が成立し、この基本法に基づいて、国は5年間の食育推進基本計画を策定・実施しております。その中の具体策として、朝食をとらない小学生をゼロにすることや、学校給食での地場産物の使用を全国平均21%から30%にすることなどを目標に掲げて、この目標を受けて学校給食における食育、地産地消の推進が活発になってきております。当議会におきましても食育に関する質問は何回も出されておりますが、さきの通常国会で改正された学校給食法が来年の平成21年4月施行となり、学校給食の目的が栄養改善から食育に大きくかじを切ることになりました。

改正法では、栄養教諭の役割を明確にし、食育の指導に当たることになり、さらには地場農産物を給食に活用し、地域の食文化などの教育を行うよう求めており、その教材として学校給食を位置づけております。食育が進むかどうかは栄養教諭の力量に負うところが大きいわけですが、本市の栄養教諭の配置状況とその効果についてお伺いをいたします。

そして、地産地消の推進は自治体による方針の明確化が重要な方策とされておりますが、本市の方針をお聞かせください。

また、さきの6月議会の質問にもありましたが、JAとの連携についてもお伺いいたします。

以上、前向きな御答弁をよろしくお願いたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、私の方からは携帯電話のメール配信についてお答えをさせていただきます。

携帯電話のメリットといたしましては、利用者のほとんどの方が常に身近に身につけておら

れまして、即時に受信ができて、必要に応じまして検索が可能という点が上げられます。その特性として、テレビとか固定電話は世帯向けという反面、携帯は個人専用という感覚からメリットが上げられると思います。反面、デメリットといたしましては、携帯電話をほとんどの方がお持ちでございますけれども、高齢者で年代が高い人はまだ持てみえないというのが現状でございますし、また利用者にとって、登録料は無料ではございますけれども、通話料の問題とか、またお年寄りになりますと目がうとくなりまして字が小さいと、そういうようなことなどが上げられるわけでございます。

しかしながら、携帯電話は手軽な端末で、大多数のさまざまな人に対していろんな場所で活用ができます。また、情報を容易に入手することのできる端末とも言えます。携帯だけでのつながりでは地域は成立はいたしません、不審者情報など、また地域のコミュニティーやボランティア、警察との連携なしでは情報の活用が機能しないことも事実でございます。

携帯向けのメール配信サービスについてでございますが、さまざまな配信のメニュー選択が可能でありまして、情報メニューが多くなりますと登録利用者が増大してまいります。その反面、維持費は増大しますが、導入に当たりましては、市民からの情報伝達の要求が高いものであるということで、選択すべきということが考えられるかと思っております。

次に2点目の先進地の状況でございますけれども、近隣自治体が持つておる関係でございますが、愛知県におきましては、これは私どもが調べた範囲内でお許しがいただきたいと存じますが、10市町がございます。近くにおきましては、美和町さんとか清須市さんもございます。また、岐阜県におきましては2市1町、また三重県におきましては4市が取り入れておられます。

次に、防災に限っての一斉メールの利点の関係でございますけれども、私どもが検討いたしております配信システムの関係につきましましては、システムサーバーをこの愛西市に置くのではなくて、遠隔地に設定をいたし、震度7にも耐えることのできる施設内で運用していることと、また災害時に大量に配信しても優先メール扱いとなりまして、いわゆる迷惑メールと通信会社のシステムが間違ふことのない配信が可能であるということが柱となっております。

次に、予定を計画しております配信の情報でございますけれども、気象情報、震度情報、それから津波警報、注意報は自動受信となっておりますけれども、河川水位情報とか河川緊急情報、これは避難勧告等の関係ですね、それから防犯情報とか、議員が言われました光化学スモッグ情報などは、あくまで手入力での入力となります。

次に、予算の関係でございますけれども、あくまで概算金額ということでお許しがいただきたいと思っておりますけれども、自治体向けの安全・安心メールシステムでございますけれども、これはオプション内容でも異なってまいりますけれども、初年度といたしましてはおおむね500万から600万ぐらいというようなことで考えております。というのは、それ以後は300万円ぐらいでいけるんじゃないかなと、このようなことで考えておるところでございます。

メール配信等については以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは失礼をいたします。私の方から、教育行政についてということで、学校支援ボラン

ティアのことについてお答えさせていただきます。

今年7月に文部科学省より、教育基本法の改正を受けまして、教育振興基本計画が通知されております。今後10年間を通じて、目指すべき教育の姿の実現に向けた多くの施策が示されております。その中の一つで、社会全体で教育の向上に取り組むという基本的方向が示され、地域ぐるみで学校を支援し、子供たちをはぐくむ活動などにより一層の推進を求める施策がございます。

学校の教育活動支援につきましては、先日の調査によれば、市内各小・中学校とも多くの地域ボランティアの方々のお力により、授業の充実を図り、子供たちをはぐくむさまざまな活動を展開しております。例えば、定期的に来校される読み聞かせボランティアグループ、昔の遊びを低学年に教えていただけるお年寄り、サッカー等のスポーツ指導や、琴と三味線を子供たちに教えてくれる地域の人々など、子供たちも交流の場として楽しみにいたしております。

また、学校の環境整備支援として、物的整備では、市内各学校をLANケーブルで結ぶなど、本市では他地区で見られないものがあります。さらに人的整備としては、例えば子供たちの登下校などの安全・安心を確保するスクールサポートは、市全体で、4月現在ではございますが、1,033名の方がボランティアとして登録されております。さらに、地域住民の参画を得て学習活動や体験・交流活動を進める放課後子どもプランも2年目を迎えまして、ますます充実してきております。今後は、県の指導を仰ぎながら、学校、家庭、地域がさらに連携を強化し、地域ぐるみで学校を支援していく体制・組織づくりを進め、ますますの活動の充実を図っていきたくと考えております。

次に、栄養職員の関係でございますが、現在、愛西市は6名の方がおいでになります。うち1名が栄養教諭となっております。

そして、地産地消についてでございますが、教育行政についてという大項目の中の地産地消というとらえ方でお答えさせていただきますが、学校給食で使用いたします地元産の野菜については、生産量に比べて非常に少量でありますので、量的に地産に貢献できる部分は非常に小さいと考えておりますが、食料の自給率でありますとか、フードマイレージの考え方でありますとか、地場産業の育成など、多くの観点から教育的にアプローチすることが可能であると考えております。したがって、学校給食を教材とした食育というものを今後とも進めていく考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

J Aとの連携につきましては、主食であります米については、従来からお知らせいたしておりますように、愛知県全域で地元のお米を地元の給食に提供できるようになっております。野菜につきましては、さきの御質問でもお答えいたしておりますように、ごく少量のために、新たな流通ルートを創設いたしましても採算的に困難なため、連携と言えほどの結びつきは現在持っておりません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○14番（小沢照子君）

御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

最初に、携帯電話のメール配信についてでございます。

先ほど、高齢者、年代が高い方はあまり携帯電話をお持ちでないとか、または携帯電話は字が小さいから見にくい、そういうお話でしたけれども、今はシニア用が大分普及しておりますので、その点は心配ないかと思えます。

それで、御答弁の中で緊急時の場合の配信の内容をお聞きしましたが、平常時における行政情報、イベント情報などはいかがでしょう。

○総務部長（水谷洋治君）

平常時におきましては、私ども市のホームページでそういうようなイベント情報等は流させていただきます。

○14番（小沢照子君）

それから受信料といいますか、通信料の件は、そんなに高価なものではないと思いますが、個人が受ける場合の通信料はお幾らですか。

○総務部長（水谷洋治君）

私どもが把握しておるのは、円単位で10円未満ということで理解いたしております。

○14番（小沢照子君）

本日の質問の先ほど、村上議員、また近藤議員からも災害や犯罪についての御質問がございました。そういう有事のときのやはり迅速な伝達、これは非常に大切なことであると思えます。それと、これは私が体験したのですが、先月の下旬でしたか、大雨洪水警報が発令されました折に同報無線で広報がありました。それで、その同報無線の広報の内容は大雨洪水警報が発令された旨のお話でしたけれども、その後の情報をテレビやラジオで得てくださいというようなお話でしたけれども、その日は非常に雷がすごくて、私は特に怖がりなんですけれども、すごくて、もうテレビなど見ておられる状況ではなかったんですね。ちょうど私も偶然に本日の質問の通告書を書いておりましたので、これはぜひともメール配信をしていただくべきだなということを思いましたけれども、市の対応といたしましては、今、前向きな御答弁をいただいたような気がしましたけれども、いかがでしょう。

○総務部長（水谷洋治君）

実はこのメール配信の関係でございますけれど、消防団員等もメール配信での非常呼集というのもございます。また職員におきましては、災害というか、注意報、警報等が入った場合に非常配備態勢もとります。そういうような中におきまして、現在は宿直が電話で各個人個人に通知をいたしておるのが現状でございます。そういうような中からも含めまして、私どもといたしましては、非常配備態勢にも、職員の非常呼集というようなことも中に入れたいというのは常々思っておりますので、そういうようなことも含めた中で御答弁をさせていただいたようなわけでございます。よろしくお願ひします。

○14番（小沢照子君）

具体的ではないんですけれども、導入は考えておられますか、それとも全く考えていないのか、ちょっと具体的にはっきりお答えいただきたいんですけど。

○総務部長（水谷洋治君）

私ども防災担当としては、とにかくやりたい一心でございます。

○14番（小沢照子君）

わかりました。

やはり携帯電話、俗に言う文明の利器の一つでございます。若い世代の住民の方々も、愛西市もやはり文化都市だなというような思いがなさると思います。非常に今はメールの使用が活発になってきておりますので、ぜひとも早期に導入をお願いしたいと思いますが、時期としてはいつごろになりますか。

○総務部長（水谷洋治君）

担当としてできる限り努力はさせていただくということで、御答弁にかえさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○14番（小沢照子君）

わかりました。

今、初年度は設置する場合500万から600万というお答えでございました。毎年300万程度です。やはり住民サービスとして、日割りにしますと1万円もかかりませんので、ほかの住民サービスを出して恐縮でございますが、例えば巡回バスなど4地区を走っておりますけれども、ある地区におきましてはお1人の方が1回御乗車になるのに三千幾らかかっておりますね。ですので、やはり住民サービスとして、1日数千円の予算でサービスができるわけですので、また人命にもかかわるそういう迅速な伝達ができる、そのような利点がございますので、ぜひともこの導入に向けては御努力をいただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（八木忠男君）

多分来るかなと思っていましたけれども、担当と何かと思いました。タイミングが非常によろしいようで、前年度から担当はもう検討をしておったようです。そんなことを聞きまして、今御質問いただいた内容、あるいは他の質問の皆さん方にも情報手段というようなこともありますので、よく先進地も勉強させていただいているようであります。あるいは、今、民間のそうした気象情報などは申し込んですぐ携帯で見れるようにもなって、そんな利用もしてみえる方も多いようであります。まさに担当が一生懸命努力して進めているようでありますので、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○14番（小沢照子君）

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

次に、教育行政でございます。

教育部長の御答弁で、最後のJAとの連携でございます。これは6月議会におきまして村上議員が御質問なさっておられますけれども、その中で教育部長の御答弁で、これから農協などに働きかけ、実現に向けて努力していきたい旨の御答弁がありました。どのような御努力をなさったのか、お聞かせください。

○学校給食課長（小澤直樹君）

まずその以前の話を少しさせていただきたいと思っております。

学校給食で使っております野菜の量、先ほど部長の方から非常に少量でございますという御紹介をさせていただきました。ちょっと数字を集計させていただきました、その数字を御紹介させていただきたいと思います。昨年、海部農協管内で出荷されました例えば大根ですが、概算ではございますけれども、2,170トンほど出荷をされておみえのようでございます。それに対しまして、給食で使いました大根の量というのは6.7トン、パーセントにいたしますとざっと0.3%ぐらいの量でございます。ニンジンなんかですと割とふだん使うわけですが、これにつきましても出荷量1,180トンほどあるそうでございます。そのうちで私どもが使わせていただいておりますのが13.9トン、比率でいきますとおよそ1.2%と。

こういう数字でして、私どもが頑張っただけの倍を使いましたところで、大根につきましても依然としてコンマ以下のパーセントというようなことで、私ども生産者団体等ともお話をさせていただくんですが、学校給食のために別途のルートをつくる気は実はこの団体もさらさらないというような状況であります。学校給食もいろんな、9ヵ所にお配りいただくという必要もあります。納品していただく時間についても非常に厳しいものがありますので、やはりこの部分がどうしてもいまだにクリアできないなということで考えております。以上でございます。

#### ○14番（小沢照子君）

J Aの関係でございますが、第24回 J A全国大会（平成18年6月開催）で、食育基本法を踏まえた食農教育の展開に取り組むことが決定されました。その内容といたしまして、すべての J Aは、J A食農教育プランを策定し、実践すると。2点目に、J A食農教育プランに基づき、食と農の体験・教育・交流に取り組む。3点目で、地場産農産物の学校給食への供給・利用を促進する、これが柱となっております。このような内容でお話し合いはなさいましたですか。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

学校給食としましては、以前から切り口といたしましては地元の野菜を地元の子供たちに食べさせてあげたいんだということでお願いをしておりましたが、先ほど申し上げましたようなところで、実際、ボランティア的な活動をしていただかないと、なかなか難しいところも出てくるというようなところでございます。

それで、食全体ということにつきましては、最初の御質問にもございましたように、国も県も食育推進計画というのを策定しておみえでございます。これを受けた形で愛西市でも実は今準備作業をしておまして、食の教育というものについては学校給食だけではなくて、乳幼児は乳幼児のときの教育がございまして、青年期には青年期の教育がございまして、同じように壮年期、実年期と、それぞれで必要な部分というのはまた変わってございます。学校の教育の中でやることにつきましては、栄養教諭を中心としまして随分進んできているなというのが実感でございます。そんな中で、先ほど言いましたやはり流通ルート、これをどうやって確保していくのかということについては、またいろんな方々からもお知恵を拝借しながら、できるものならやりたいということは重々考えておりますので、よろしくお願いたします。

○14番（小沢照子君）

地場産物の使用の件ですが、自治体による方針の明確化というふうに出ております。これは農林中金総合研究所が学校給食の地場産野菜供給に関する調査をいたしまして、学校給食で地場産農産物を推進する上で重要な方策として、私も壇上で申し上げましたが、自治体によるそういう方針の明確化を上げておりますけれども、今、方針の明確化は伺いましたでしょうか、御答弁いただきましたでしょうか。それとも、まだありませんか、明確化になっておりませんか。

○学校給食課長（小澤直樹君）

市としての方針を学校給食課が答えていかどうかちょっとわかりませんが、先ほどの説明の中で、愛西市としての食育推進計画を現在策定すべく作業中でございます。これにつきましては一担当課ではなくて、先ほど御紹介させていただきましたような、各年齢層をすべて含んだような形でもって計画しようということで現在やっている最中でございますので、よろしくお願いいたします。

○14番（小沢照子君）

市としてと言われましたが、教育部だからでしょうかね。

推進ができています自治体によりますと、学校給食で地場産農産物使用をだれが発案したかの調査を行われました。7事例ありまして、時間がありませんからあれですけど、4事例は自治体の首長の発案によるものであったと。そして、3事例では自治体の首長が生産者ないし農協に提案しており、1事例では自治体の首長と農協の提案が一致したもので、既存の納入業者との共存関係を維持しつつ地場産農産物を使用するためにも、まず自治体として学校給食における地場産使用の方針を明確にする必要がある、このようになっておりますので本市の方針をお伺いしたわけです。まだできておりませんか。

○副市長（山田信行君）

この件につきましては、先ほど給食課長も申し上げましたように、現在市として食育推進委員会だとか、その下に部会なども設けまして、それぞれ全庁体制、それぞれ関係する部局、保健の部局だとか福祉の部局、教育、そして経済課の関係、そういったものが集まりまして今その計画の策定に入っておるところでございますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。もう間もなくそういったものをまとめていきたいと考えております。

○14番（小沢照子君）

わかりました。

それでは、先ほど栄養教諭が6名配置、これは栄養教諭は地方公共団体の設置者に任せられておりまして、公立の小・中学校の場合ですと県費負担の職員さんになるということですが、この6名で本市としては足りておりますか。

○教育長（五富利清彦君）

ちょこっと今誤解があったようでございます。本市におります6名というのは栄養士でございます。そのうちの1人が栄養教諭ということでございます。6名の栄養士がおりまして、そ

のうちの1名が栄養教諭で、これは本年度、全県下市町村に1名ずつ配属されたものでございます。

○14番（小沢照子君）

どちらにいたしましても、学校給食のそういう食育の推進に当たられるわけですね。それで、その栄養士、栄養教諭1名、6名で携わっておられますけれども、これが足りませんかとお聞きしております。

○教育長（五富利清彦君）

現時点では6名で足りておるところでございます。といいますのは、各地区に1人、それから佐屋、佐織地区に2人ということでお見えですので、1人の持ち分の学校が3校ということですので、現時点では足りておるということを考えております。

○14番（小沢照子君）

栄養教諭は、学校はもとより、地域の食育向上のかぎを握っております。地域に向けてはどのような活動をされておりますか。

○教育長（五富利清彦君）

基本的には栄養士と同じ活動をしておるわけでございますけれども、それ以外に当然、食の指導、あるいは栄養指導等々の中心になって働いておっていただくのが現状でございます。

○14番（小沢照子君）

地域での食育の向上に携わられるということになりますと、1名とか、栄養士さんで6名ですか、少ないような気がして、なかなか、学校では足りているという御答弁ですが、地域の方では活動が見えてこないんですね。そこら辺はどのように思っておられますか。

○教育長（五富利清彦君）

基本的には県からの配属でございますので、我々が要望はしてまいります、県の方へ。しかしながら、県としての規模に対する配属でございますので、今はいたし方ないかなということをお慮しておるところでございます。ただ、彼女たちには一生懸命各学校を回って働くようにはお話をしてまいりたいと思っております。

○14番（小沢照子君）

ですのでお聞きしたんですね。要望をしないと、県の方、国の方でも事足りるとは申しませんが、今はそれでよしとしておられますので、要望をしていただいて、もっともっと地域の食育の向上も目指していただきたいと思っております。やはり食育と申しますのは幅が広く、奥が深いわけですので、これは習慣化されないと意味がなく、また継続していかないと全く価値がないわけですね。ですので、自治体、また学校、地域の連携を密にしながら、常に状況の確認をし合って、学校もそうですけれども、地域も食育が進んでいるなということが実感できるような、栄養教諭なり、いろいろ方策があるかと思っておりますけれども、実感できるような推進をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○副市長（山田信行君）

ごもっともな御意見でございまして、私ども新年度で管理栄養士を1人保健の部局で採用す

ることを予定しておりますので、そういった職員がこの食育に関係する事務も担えるものであれば応援をさせまして、御期待に沿えるようなやり方を持っていきたいと考えております。

○14番（小沢照子君）

よろしく願いいたします。

それでは次に、学校支援ボランティアの件でございます。

これは各学校で、もう一度再度伺いまするんですが、組織化されておるのでしょうか、いかがですか。

○教育長（五富利清彦君）

現時点では組織化されておりません。本年度スタートいたしました議員のおっしゃいました学校支援地域本部事業、これから3年間の間でやってほしいというようなことで国の方が示してまいりました。したがって、現時点、先ほど部長が申しましたように、各学校、いろんなボランティアを使いながらやっております。それを少し拾い上げまして、今後、できるものならつくっていききたいなど。地域本部の設置につきましては、基本的には中学校単位でつくるというようなことでございますので、また学校の方へ呼びかけてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○14番（小沢照子君）

初歩的な基本的なことを伺いますが、学校の先生は授業のほかにどのようなお仕事があらわれますか。

○教育長（五富利清彦君）

どのようなと言われますと、学校の仕事はすべて先生方がやられるわけですがけれども、基本的には、よく言われます、先生方が雑用だと言われるんですけれども、基本的には例えば出席簿の集計であるとか、給食費の集計であるとか、帳簿の整理であるとか、そういうことを言われるわけですがけれども、現実にはそういったものも学校によっては事務の方でこなしておるところもありますし、軽減している部分が多々あるのではないかなど、そんなふうに思っております。部活動につきましては、新しい指導要領につきましては教育の一環ということで、これが本務であるのか雑務であるのかと言われると、教員としてはやはりある程度はやっていかなきゃならないものかなど、そんなふうに考えております。

○14番（小沢照子君）

学校の先生方が授業のほかに、今の言葉をおかりすれば雑用といいますか、そういうのに追われて、本来の子供と向き合う、子供の本当にいろんな教育ですね、それに携わる時間が非常に限られてきているというお話でございますね。ですので、またこういう学校支援ボランティア事業というものもできてきたように聞いております。ですので、地域にはすばらしいいろんな能力を持った方がおられます。今、団塊の世代の方もたくさんになりましたので、どんどん活用をしていただけたら本当にありがたいと思います。

それで、本当はその成功例ですね、今学校でやっているというお話がありましたので、どう内容のもので成功しているのか、あるいは、こういうことをやったんだけどちょっと

いまいちだったとか、そういうことがあれば一つでもいいのでお聞かせください。

○教育長（五富利清彦君）

特に先生方の中で支援していただいております一番のものは、音楽の授業に実は和の楽器を使う授業というのがございます、琴であるとか。そういったものにつきまして、音楽の先生方はほとんどがピアノを中心に卒業してみえます。したがって、そういうものやっつけられるときに、そういったものの支援をしていくのが一番の大きな例かなと思っておるところでございます。

○14番（小沢照子君）

そういう地域の教育力を学校に導入することによりまして、学校における多様な教育活動の展開といいますか、そういうものを支援するとともに、そのことにより、やはり学校といえますと門戸が狭いような、聖域といいますか、そういう気もいたしておりますけれども、開かれた学校の実現にもなりますし、また地域に住む人たちのそういう学習成果といいますか、そういう学習成果をボランティア活動の中で生かしてもらう機会と場を提供する、そういうことで、お互いが協力し合って学校と地域が一体となれる非常にメリットがあるわけでございますので、この点も力を入れて推進していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて14番議員の質問を終わります。

次に、通告順位7番の1番・前田芙美子議員の質問を許可いたします。

○1番（前田芙美子君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

有害情報から子供を守れでございます。

インターネット上の有害情報から子供を守るための法律案が議員立法によって立案され、6月6日に衆議院、続いて11日には参議院において可決されました。その結果、法律として成立し、来年から施行されます。

子供がインターネット上の有害情報にさらされている今、もう待ったなしの問題であります。インターネットは、携帯電話やパソコンを通じて、時間や場所を問わずにさまざまな情報を提供してくれる便利なツールです。今では大人のみならず、子供も幅広くインターネットを使っています。しかし、一方で、出会い系サイトを通じた性犯罪や、学校裏サイトにおけるいじめを苦にした自殺などの痛ましい事件が発生しています。

有害情報の例として、出会い系サイト、学校裏サイト、自殺や家出を誘うような情報を載せたサイト、暴力などの残虐な画像を集めたサイト、動物に残虐な行為をした画像を集めたサイト、毒物や麻薬情報を載せたサイト、犯罪を誘発するようなサイト、アダルトサイト、個人情報を書き込ませ犯罪に悪用するサイト、オンライン詐欺サイトなどたくさんございます。

これらから子供を守るための法律ですが、この場合、18歳未満の青少年を「子供」といいますが、当初はインターネット事業者などが猛反対をしました。日本の将来を担う子供を有害情

報から守り、インターネットの正しい利用を推進することの必要性について繰り返しの議論が続けられ、その努力の結果、ようやく取りまとめられました。

その内容は、フィルタリングの普及・促進です。子供が見てもよいホームページを保護者があらかじめ選んでおいて、そのページだけを見られるようにする機能です。保護者の方が子供の使う携帯電話やパソコンでフィルタリングが利用できるようにすることで、子供が出会い系サイトや詐欺サイトなどにアクセスして事件に巻き込まれることを未然に防止できます。購入時の新しいルールとして、携帯電話事業者やパソコンメーカーなどに対して、あらかじめフィルタリングが使えるようにしておくことを義務づけることになりました。

そこで、お尋ねいたします。

愛西市における小・中学生の携帯電話の保有数はどれだけでしょうか。また、先生や保護者の方たちの意識はどんなものでしょうか。家庭、学校、地域社会などにおける有効な取り組みや対策はなされていますか。

以上で、あとは自席での質問とさせていただきます。

#### ○教育長（五富利清彦君）

今の前田議員さんの御質問につきましてお答えをさせていただきます。

議員申されますように、いろんな事件が起きますと、常に今出てまいりますのがインターネット、あるいは携帯電話等々のサイトの問題が出てまいります。しかし、まず一番に、我々がすべてそれを把握することができないというのが第一でございます。恐らく親も子供の携帯からなかなか見つけ出すことができないだろう、あるいは学校においてもそれをすべて拾い上げることはできないだろう、ただ現実には後になって出てくるものが多いのではないかなというのが今の私の感じでございます。

それで、お尋ねのところでございますけれども、現在、中学校3年生でおよそ72.8%ぐらいが携帯を保有しております。それから小学校の6年生で大体28.7%、30%弱でございます。それが現時点の愛西市の様子でございます。

それから、先生や保護者の意識はどうかということでございます。特に各学校におきまして、総合的な学習の時間や学級活動において、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の指導を進めておるのが今の現実でございます。したがって、先生方につきましても随分情報モラルについては意識を持って進めておっていただくものと思っております。

それから家庭の方でございますけれども、これにつきましては、例えばPTAの総会、あるいは学級のPTA、あるいは保護者の方々が集まるところのお話の中で、保護者の方に今の現状等をお話しさせていただいて、そしておうちの方で注意していただくようにということでお話ししておるのが今の現状でございます。以上です。

#### ○1番（前田芙美子君）

ありがとうございました。

小学生は意外と少ないんですね、保有数が。ちょっと少しほっとしました。

今、取り組み、学校や地域社会で取り組んでいらっしゃる内容ですが、できればもう

少し進んでやっていただきたいと思うことがございます。群馬大学の教授が小さな雑誌をつくりまして、「携帯護身術」というんです。こんな程度のもので、ここの中に、携帯、インターネットを通じていろんな、みんな困ることが起きるんだよというようなことが載っているんですね。これを児童と保護者に配っていらっしゃいます。こういうのもいいんじゃないかと思うんですね。意識をこういうものに向けていただけることで、気をつけようとしてもらうことも大事じゃないかと思えます。

あと、子供が使う携帯電話を購入する際に、必ずフィルタリングを使わなければならない形でこの法律では渡されるようになります。また、「子供が使う携帯電話です」と申し出ることが保護者の義務になります。この取り組みは、一部の携帯電話事業者がもう自主的に始めていますが、さらに後押しするというで法律上の義務としてしっかりと定められました。今教育長が言われたように、子供の年齢によってインターネットを見てもいいもの、いけないものというものがあると思います。例えば高校生、青少年に、このインターネットは見てはいけないと、小学生にはそれは通用するけど、その年齢には見せてもいいというものもありますので、携帯電話の業者もそういう細かい、分けられるような技術的なこともやってくださっています。パソコンの場合でも、販売される際からあらかじめ専用ソフトウェアをのせておくことをパソコンメーカーに義務づけ、買った時点から必ずフィルタリングが利用できるようになりました。

次に、書き込みサイトの件ですが、インターネットは名前を明かさなくても利用することができますが、一部の利用者はこの匿名性を隠れみのにして悪質な書き込みをすることがあります。アメリカではインターネットへの書き込みは自分の本当の名前を書くことが一般的ですが、日本では残念ながら名前を伏せて匿名で書き込まれることがほとんどだと言われています。このような日本の匿名文化が、インターネット上でのいろいろな問題を引き起こす背景にあるのではないかと思います。例えば学校裏サイトでは、ネット掲示板に他人を中傷する書き込みが匿名で行われ、いじめや自殺に発展し、問題となっています。この法律では、ネット掲示板などを運営する事業者に対して、こうした有害な書き込みを見つけた場合には、速やかに削除などの措置をとることを求めています。

私は、この法律を広く知っていただくための集会や講演会が必要ではないかと思えます。今の教育長が言ってくださっただけのことで心配です。そういう皆さんを集めた特別な講演会が必要だと思えます。御家庭、学校、地域社会としての取り組みを進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（五富利清彦君）

大変貴重な御意見をいただきました。基本的には、私が思いますの一番小さな規模、学校の規模が一番いいのではないかなと。そこで講演会なり今のお話で、いわゆるインターネット等、コンピューターに堪能な職員が必ず学校におりますので、そういった者を通じながら、今の法律も含めて情報モラル等の講演会をやるのが一番ベターではないかなと。確かに地域も大事でございます。大きくなればなるほど、来ていただく方は非常に少なくなります。学校で、それぞれ発達段階に応じて、いろんな指導をしながら講演をやっていくのが一番ベターではな

いかなということをおもっておりますので、またその点につきましても学校の方へお話をしていきたいなど、そんなふうに思っております。

#### ○1番（前田芙美子君）

よろしくお願ひいたします。

次に、有害情報でもう一つ心配なことがあります。オカルト漫画やパソコンゲームを漫画化したミステリー作品には、殺人場面が多く、登場人物が刃物で首を切ったり、モデルガンで背中を撃つシーンもあります。JRの岡山駅ホームから、ことし3月、男性を突き落として死亡させた18歳の少年も有害雑誌を多く持っていました。昨年5月、福島県で17歳少年が母親を殺害し、頭部を持って自首するという猟奇事件が起りましたが、ホラー映画や殺人本に強い影響を受けていたことがわかりました。少年凶悪事件の原点とされる神戸児童殺傷事件では、14歳の少年はレンタルビデオ店に出入りし、自室にこもって有害情報を見つけて殺人妄想を高めたとされています。

いずれにしても、少年凶悪犯罪と有害情報が密接な関係にあるのは間違いないと思われまふ。これらは私たちにとって遠いよその話ではなくて、身近で深刻な問題です。「うちの子に限って」ではないと思ひます。未来を担う子供は、愛西市の宝、日本の宝です。普通に生活をしていても、子供たちをねらうわながいっぱい仕掛けられてきます。もう一度お願ひいたします。有害情報の規制を急いでいただけませんか。

#### ○教育長（五富利清彦君）

おっしゃられること、よくわかっておるつもりでございます。

それで、今の有害図書の方の関係につきまして、これは社会教育課の方が担当してあります青少年問題協議会というのがございます。そちらの方で有害図書についてはいろいろな面で活動してあります。現時点で有害図書類等の陳列状況と申しますのは、ちょっとこれは県下の調査しかございませんので申しわけないんですけれども、海部郡、コンビニは106店舗ありまして、調査数が45ということになっております。書店が10、ゲーム販売店、玩具店等はございません。そんなことで、これが図書の販売ルートの中でございます。それから図書類の自動販売機の設置状況で申しますと、海部郡は4カ所あるようでございます。155号線にあるのがそうなのかな、ちょうど弥富のインターをおりて西の方へ向かってまいります、立田の方へ向かってまいりますところにあるのがそうじゃないかなと、そんなふうに思ひます。それから有害図書の回収につきましては、名鉄の佐屋駅、ここで19年度、図書216、DVD28というふうに回収してあります。それから日比野駅91、9、JRの永和駅277、64、湊高の名鉄駅68、11、町方115、25、勝幡173、45、藤浪162、34、合計1,102冊の図書とDVD等を含んだもの216件ということでございます。

そんな中で、青少年問題協議会とタイアップいたしまして、また学校の方と十分に、学校の先生方も何人か委員に入っておりますので、そこら辺のところを通じながら進めてまいりたいなどと思っております。

#### ○1番（前田芙美子君）

ありがとうございました。

どうぞこれからもずうっとそういう有害図書を回収していただくとお願いしまして、これで終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて1番議員の質問を終わります。

次に、通告順位8番の11番・鬼頭勝治議員の質問を許可いたします。

○11番（鬼頭勝治君）

それでは、質問通告に従いまして質問させていただきます。

まず大項目といたしまして第1点、愛西市の身の丈に合った財政基盤の確立をどのように進めるか、第2点目として、巡回バスについてであります。

合併して4年目を迎え、特に最近、「第2の夕張」だとか「もったいない」とかいう言葉をよく耳にいたします。愛西市行政の監視的な立場にある議員、また市民としてただならぬ言葉と感じておりますが、それが事実なのか、ただのうわさだけで市民の不安や市政に対する批判をあおるだけのものなのか、市民にわかりやすく本日は確認をしたいと考えております。

合併のとき、私も議員の立場で、住民に合併の必要性とかメリット、合併後の将来について説明をしてまいりました。私の理解としては、単独での行政運営が厳しく、合併のメリットを活用し、10年の中で行財政基盤を確立し、愛西市の一体性のあるまちづくりが進められるものと理解をしております。具体的には、10年間の交付税の優遇措置であったり、合併特例債であったり、各種の合併補助金が大きなメリットとして上げられてまいりました。当然これらの活用を図り、愛西市の行財政基盤を確立していくものと考えております。

よく、合併特例債も借金にかわりはない、だから無駄でもったいない。箱物整備に充てるのは時代おくれで、第2の夕張になる。7割弱が交付税としていただけるが、それも先のことはわからない。将来の子供たちに大きな負債を残すだけ。7年後には交付税が15億から20億に削減される、さあ大変だ。いずれもすべてをネガティブに、個人的な先入観に近い、市政に対する不安材料を発掘しているだけではないでしょうか。どちらも合併時に市民に説明してきた大きなメリットであり、優遇措置のルールであります。ただ、現実として、現在の予算規模195億を先々には170億から180億程度にしていかなければならないと考えます。そのために、いろいろな面において効率を図り、今は皆で知恵を絞って一つ一つ愛西市のまちづくりを進めていくことが私たちの役割と考えております。「第2の夕張」とか「もったいない」とかのまくら言葉で市民の不安をあおったり、住みにくいイメージをつくり上げることが私たちの仕事ではなく、多くの方々に安心して住みやすい市政を形成していくために努力することが真に必要と考えております。

そこで質問であります。

先にお願ひがあります。答えは市民にわかりやすくお願ひをいたします。

愛西市の身の丈に合った行財政基盤の確立を進めていただきたい。一言で言いますと、量より質を求めていくことだと考えております。それには、私は大きく三つの視点があろうかと考

えております。一つ目は、組織体制をどう進めていくのか。私たち議員も、次回の選挙では24名と6人減となります。これも個人的には、私個人としては厳しいなと思いますが、本当に24人がいいのかどうかということをさらに議会として検討していくべきものであると考えておりますが、愛西市の組織、職員数についてはどのように進めていかれるのか。二つ目は、施策の展開であります。合併時には、サービスは高く、負担は低く、さらに1町村だけが実施してきた事業を市の全体へと展開をしまいいりました。総合計画も策定され、今後はどう事業を展開していくのか。三つ目は、公共施設をどうするかであります。現在、庁舎の検討がされておりますが、他の施設も含めてどうするのか。以上3点について、具体的な数字は必要はございません。政策として方向性や視点など、明確に、かつ簡単にお答えください。

次に、巡回バスについて質問をさせていただきます。

巡回バスの利用状況、利用実績と今後の改善についてをお尋ねいたします。

巡回バスの運行に当たっては、合併協議の約束のもと、市民サービスにおいて地域格差のないよう市内全体にと、平成19年9月1日より立田・八開ルートの運行が開始されました。開始までには、検討委員会や事務担当において路線や巡回施設などいろいろと検討していただき、運行が開始されましたことに地元議員としてありがたく感謝をしております。

さて、運行開始から1年が経過をしましたが、現在の状況としては、立田、八開地区の両地域においては残念ながらあまり多くの方に利用されていないように聞いております。一方で、従来から運行してきた佐屋、佐織地区の巡回バスを見ますと、当たり前のことではありますが、利用者のニーズと行政サービスの目的が一致していることから、多くの方に利用されております。当然これまでにはいろいろな検討や改善がなされ、継続されてきたからこそ、今の利用状況となっていると考えます。そこで、各地区、各ルートの利用状況、実績はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

また、これまでも駐車場の増加や改善などいろいろ質問されてきておりますが、私も、一人でも多くの市民の方に利用していただき、引き続き運行をお願いするものであります。そこで、1年経過して見えてきた課題を整理していただいた上で、一度視点を変えていただき、改善などの検討をしていただきたいと思います。一つには、利用される方、対象者は運転免許のない方です。その方々のニーズを考えますと、学生の通学であったり、お年寄りの方の憩いの場への参加であったり、病院または診療所への通院ではなかろうかと考えております。その上に立って、運行時間などの量をふやすのではなく、目的を明確にしてターゲットを絞って、運行時間もあわせて検討していただけないでしょうか。また、車を運転できる方もぜひバスを利用していただき、少しではあります、CO<sub>2</sub>の削減、環境への配慮にもつながるものと考えておりますので、引き続き運行していただくことを前提に、効率と効果を上げれる改善の検討をお願いするものであります。

そこで、1年経過しましたが、今後改善する計画はあるのでしょうかお聞きをしまして、質問とさせていただきます。

○企画部長（石原 光君）

まず大項目の、愛西市の身の丈に合った行財政基盤の確立をどのように進めるか、3点御質問いただいておりますけれども、前後いたしますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

まず第1点目の、総合計画も策定され、今後はどう事業を展開していくのかという御質問をいただいておりますけれども、まず総合計画の達成状況をいわゆる点検し、どう検証していくかということが大切であるというふうに思っております。それで、総合計画に掲げております生活課題につきまして、市が行う事務事業の目的から、それを実施することによりまして、短期、中期、長期にわたりましてどのような成果を期待できるかを一つ一つ検証していくことが大切ではないかなというふうに考えております。そして、当然、今年度から導入をしております有効性評価システム、これを導入しておりますので、その生活課題を改善するために各事務事業が有効であるかどうかを点検し、より成果を上げるための手段、当然、新規事業、それから既存の事務事業の改善、あるいは中には廃止というものも出てまいります。そういったものなどを検証、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の公共施設の問題でございますけれども、公共施設をどうするかについては、御案内のとおり、行政改革の集中改革プランの中で公共施設の設置及び効率的な管理運営の推進を検討するということをうたっております。そして、施設の有効活用を目的といたしまして、合併によりまして重複する公共施設について、いわゆるその利用目的や設置意義の観点から総合的に検討し、統廃合、廃止、あるいは用途変更などを図るということをうたっておるわけでございます。そしてもう一つは、その施設管理に要する経費の節減やサービス向上を図る目的で、いわゆる公の施設に指定管理者制度を導入するということも記述されております。いわゆるこの二つの目的、視点に立って検証を進めてきたところでございます。そして、それぞれの施設の分野ごとに、当然、施設の規模、それから利用者数、あるいは管理経費などの現状を調査し、整理いたしました基礎資料をもとに、そうした中で整理した課題、こういったものをプロジェクトチームの方針案としてまとめて行政改革本部会議に提出をされたところでございます。

そして、検討を始めて1年が経過したわけでございますけれども、先ほど御質問にございました庁舎の問題もでございます。庁舎と学校施設を除く、いわゆるそれ以外の公共施設の考え方、いわゆる今後の方針について、施設白書と申しますか、そういった白書がまとまりましたので、最終日の全協に議長さんの方へお願いを申し上げましてそうした施設白書を報告書としてお配りさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、組織と職員数の関係について御答弁をさせていただきます。

組織につきましては、以前から申し上げてきておりますけれども、現状を認識し、また効率的とか合理的な組織の整備に努めなければならないということを当初から考えておまして、現在も取り組んでおるところでございます。また、庁舎検討委員会が本年度設置されまして、現在、今後の庁舎のあり方について検討をいただいております。どのような答申をいただくか

ということは現時点ではわかりませんが、仮に庁舎のあり方が変更となれば、当然それに伴った変更が生じてくるというようなことで思っておりまして、その出た段階としてまた組織の検討を行っていくということで考えております。

次に、職員数の関係でございますけれども、愛西市の行政改革プランの中におきます第1期の推進計画の中で、消防部門を除いた平成17年4月1日現在の職員数に対しまして、平成22年度までに34人の職員を減員するという計画を持っておりまして、定年退職者以外での申し出もございまして、本年4月の段階におきましては、計画の20人に対しまして32人の減員がなされております。今後も計画にとらわれることなく、真に必要な職員数を十分検討し、適切な定員管理に努めてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

続きまして大項目の2番目の巡回バスについてでございますが、まず最初に、利用実績についてのお尋ねでございますので、この1年間、一般的に言いますと4月から3月31日までというのが本来の年度でございますが、何分、立田、八開地区におきましては9月1日から始まっておりますので、平成19年の9月1日からことしの8月31日までの利用者数につきまして御報告を申し上げます。まず佐屋地区でございますが、11万1,256人、立田地区でございますが3,998人、八開地区でございますが2,910人、佐織地区におきましては1万2,618人、4地区合わせまして13万782人が御利用をいただいたこととなります。ちなみに、これは経費の関係でございますが、経費につきましては4地区合わせまして4,109万3,751円という数字が出ております。

次に、今後の予定で視点を変えて改善する計画はあるかという御質問でございますけれども、これにつきまして、ちなみに地区ごとに1人当たりの要した経費をちょっとはじいてみました。そうしますと、佐屋地区につきましては、これは円単位……。

#### ○議長（加賀 博君）

総務部長、ちょっと待ってください。

ここで皆さんにお諮りをいたします。本日の会議時間は、記事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

総務部長、続けてください。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは2点目の、今後、視点を変えて変更する計画はあるかということでございますが、19年度に使っていただきました1人当たりの経費をちょっとはじいてみました。佐屋地区におきましては217円、立田地区におきましては2,521円、八開地区は3,458円、佐織地区は525円と、このような数値、あくまで数値上ではございますが、この数字でございます。

それで、この現在のルートは、合併前から佐屋・佐織コースを参考にいたしまして、その水準をもちまして立田・八開ルートを各地区1台のマイクロバスで運行することになったものでございまして、当然、1人当たりには要します経費の差はそれぞれの地区の特徴があるものと思

っております。ちなみに、佐屋におきましては、温泉つきの老人福祉センターがございまして、その人気に伴いまして、毎日のように巡回バスを御利用していただきまして福祉センターの方へ行かれています高齢者が7割以上でございます。そういうような関係でバスの利用者が多くなっておるものと推測いたしております。佐織地区におきましては、元来、福祉センターのバスでございました。福祉センターの利用が多くを占めておるわけでございますけれども、そのほかにも駅の利用者もでございます。立田地区でございますが、利用者は先ほど述べましたような数ではございますけれども、庁舎とか、北部、南部の防コミ、また道の駅とか、佐屋駅などで利用をいただいております。八開地区におきましては、八開の福祉センターとか、佐織の福祉センター、また町方とか藤浪駅、それと診療所等々でございます。

ちなみに、立田とか八開地区の利用者1人当たりのコストが高いというのは、人口が少ないにもかかわらず同じようなマイクロバスで走行をいたしております、利用者が多くても少なくても同様に経費がかかるからだと思っております。また、立田地区でございますけれども、面積も大変広うございまして、それにあわせて、立田大橋を越えて福原地内にも運行をいたしております。それにあわせて、現在バスを走らせております幹線道路というのは集落が少のうございまして、バス停から遠いというようなお言葉も届いておるわけでございます。

いずれにいたしましても、1年がたちました。私どもといたしましては、巡回バスの検討委員会、これは走らせる前に組織しておりましたんですが、1年がたって、この9月24日に今年度第1回目の検討委員会の御案内を申し上げます。今まで申し上げましたことを各委員さんに御報告申し上げます。特に御提案したいと事務局で思っておりますのは、利用促進の方法とか、また運行時間、経路、あと車両の関係等を今のところ考えております。

それから、議員が申されておりましたように、利用者とか対象者の関係で、運転免許のない方ということで限定をしているものではございません。愛西市民というか、どなたでも御利用いただいてもいいわけでございます。現実面で申し上げますと、7割以上が65歳以上の高齢者ということで、福祉的な目的のもとに運行しているということも結果に出ていることと思えます。議員が言われておりますように、環境問題の関係もございまして。当然、CO<sub>2</sub>の削減にも努力すべきだということも考えておりますし、そこの中で言われております通学とか通院関係ですね、市民のニーズは多種多様で、どこまで取捨選択ができるかというのは大変困難なことになるとは思っております。いずれにいたしましても、皆様方からいただいた声、またふれあい箱等の関係からもいただいておりますので、費用対効果をよく考慮した上で、改善すべきか、改善しなくてもいいか、このようなことを十分検討して対処してまいりたいと、このように考えておる次第でございます。以上です。

#### ○11番（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。

それでは、まず行財政基盤の確立ということで質問させていただきました。これは企画部長もいろんな場で何度となく説明されてきたことでございます。そういうことをなぜ私がここで

改めてまたお聞きしたかということは、先ほども申しあげましたように、市民の不安といいますか、第2の夕張ということで、不安を払拭する意味で、確認の意味で質問させていただきましたので、これに関しての再質問は控えさせていただくということでございます。

ただ1点、私が申し上げたいのは、財政健全化ということで、いろんな数字等が出てまいります。私といたしましては、その数字も大切ではありますが、数字というのはあくまで私が思うには目安であり、目標であって、すべてではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、巡回バスについて質問させていただきます。

先ほど総務部長からるる御答弁がございました。そこで、費用対効果を考慮したら、先ほど1人当たり立田は2,500円、八開は3,500円ほどかかっていると。民間バスであれば当然これは廃止もされることとなるでしょうし、かつて走っていた名鉄バスも採算が合わなくて八開地区も廃止されたという事実がございました。せっかく始められた巡回バス事業でございましたので、運行経費を有効に使用し、また住民の足となるべき運行形態をしていただきたいと思いますと考えております。

ところで、近鉄弥富駅で木曾岬のバスが入っているということをお聞きしました。また先般、9月3日の中日新聞に、稲沢市が、旧祖父江地区から稲沢のJR駅や名鉄国府宮駅にコミュニティバスが運行しているというのも見ました。そこで、木曾岬も町から離れ弥富市内まで乗り入れておりますが、こういったものなのか御承知なら教えていただきたいなと思います。また、こういった市内への乗り入れが可能であるならば、愛西市の巡回バスについても津島市内とかへ入っていきまして、名鉄津島駅、津島市民病院等の移動が容易になるんじゃないかなと思いますが、そのような考えはあるかないかをお聞きいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今、木曾岬町のことを御質問されましたけど、木曾岬町の経緯についてでよろしゅうございますでしょうか。木曾岬町の関係でございませうけれど、これにおきまして私どももちょっと関心がございまして、木曾岬町の方にちょっとお尋ねをいたしました。木曾岬町におきましては、議員が申されたように、以前は愛西市と同様に木曾岬は三重交通の路線バスが走っておったそうございまして、採算問題等で平成19年3月をもって廃止とするという表明が出されたそうございまして、そのことを受けまして、木曾岬町として廃止後はどのようにしたらいいかというようなことで、検討会議を立ち上げられて検討をされたそうございまして、その結果、廃止後におきましては従来どおり木曾岬町の負担で行いたいというようなことで、まず最初に、木曾岬町だけではございませぬので、木曾岬から近鉄の弥富駅が走っておりますので、弥富町さんの方へ調整に行かれ、弥富町さんの方としては問題もなくスムーズに了承されたということをお聞きしております。

これは、そういうようなケースがございまして、そこで愛西市においてもというようなお話だと思っておりますけれども、御存じのように、地形的にも大変、C型といいますか、いびつ状態になっております。佐屋、佐織の移動につきましては津島市を経由することが多く、また市内は施

設交流等が多くございます。したがって、市民病院とか津島駅の関係等も、それが乗り入れができるかできないかというようなこと、これは愛西市にとりましては、そこまでも津島市さんとお話をしてやったこともございません。いずれにいたしましても、弥富さんが木曾岬さんのことでやられておりますので、相手の自治体こそは異なりますが、津島市さんもバスの方を動かしてみえますので、津島市さんにお話しさせていただいて打診をしていきたいと、このように考えております。

それとあわせて、この巡回バスにおきましては、愛知県におきましては地域振興部の県の交通対策課、また国の機関といたしましては中部運輸局等がございますので、運行を進めていく上においてどのようなことがいいか、よいアドバイスをいただくように行政機関とも連携をとって進めていかなければ、愛西市独自で、また検討委員会の意見だけでは決めていけないというような気持ちでいっぱいでございます。よろしく申し上げます。

○11番（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。

私が言いたいことは、地域によって利用環境というのはやっぱり違うと思いますので、今後、巡回バス運行検討委員会があるということですので、よく検討していただきまして、よりよい巡回バスにさせていただくことをお願いし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて11番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、12日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後5時12分 散会